

平成21年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成21年9月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（22名）

1番 藤川 豊治	2番 森本 節弘
3番 江澤 信明	4番 正木 文男
5番 笠井 高章	6番 児玉 敬二
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 木村 松雄	10番 阿部 雅志
11番 岩本 雅雄	12番 稲井 隆伸
13番 武田 矯	14番 池光 正男
15番 月岡 永治	16番 三木 康弘
17番 香西 和好	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一
21番 稲岡 正一	22番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 江澤 信明	4番 正木 文男
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 三宅 祥寿
教育長 板野 正	総務部長 八坂 和男
市民部長 笠井 恒美	健康福祉部長 秋山 一幸
産業建設部長 田村 豊	教育次長 森口 純司
総務部次長 井内 俊助	市民部次長 岡島 義広
健康福祉部次長 松永 恭二	産業建設部次長 坂東 博
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 出口 正春
市場支所長 坂東 恵子	会計管理者 遠度 重雄
財政課長 町田 寿人	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 池光 博	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（三浦三一君） 開会前に事務連絡をいたします。

携帯電話をマナーモードをお願いいたします。

ただいまの出席議員は22名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付いたしましたとおり、これより本日の日程に入ります。

一般質問の前に報告いたします。

昨日の一般質問において17番香西議員に大変ご迷惑をおかけいたしました。9月2日、香西議員より一般質問の通告が議会事務局に提出されましたが、事務処理の際事務局の不手際により質問事項を少なくするミスがありました。香西議員に大変ご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。今後は事務処理の際十分気をつけますので、よろしく願い申し上げます。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（三浦三一君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

初めに、22番吉川精二君の一般質問を許可いたします。

22番吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 通告に従いまして、ただいま議長より発言の機会を与えられましたので、22番吉川精二、一般質問をとり行いたいと思います。理事者におかれましては明快に答弁を賜りますようお願いを申し上げます。また、質問によっては再問させていただきたいと思いますので、議長のほうにおきましてよろしくお取り計らいをお願いを申し上げます。

一般質問の4番目でございます。まず、皆様方、おはようございます。通告で3項目通告をいたしております。1点目は3番目に一般質問されました香西議員と同じ趣旨でございますので、香西さんの質問の中で昨日質疑応答が行われております。したがって、重複するところは省略をさせていただきまして、1点のみ質問をさせていただきたい、このように思います。

まず1点目は、中学校卒業まで医療費の助成を実施してはどうか、続きまして2点目、土成インター駐車場の拡張について、3点目は、養護老人ホーム吉田荘の民営化について



影響等考えて前向きに検討したいという旨のご答弁をさせていただきまして、今吉川議員のほうから再度所得制限、または低所得者の方に限り中学生まで延長してはどうかという、検討してはどうかというご質問でございます。

先ほど申しましたように、県におきましては今回7歳から9歳まで延長して11月から施行、また阿波市におきましてもご質問のとおり来年の3月31日まで、12歳の学年修了まで延長させていただく条例改正をご提案させていただいております。その中で、県の2歳延長によります補助金の増額等、また行政経費の節約、事業の見直し等によります経費ということで、いろいろな多方面から見直しまして、子育て支援の立場から内部検討を重ねまして前向きに検討させていただきたいと思っております。

ちなみに、今子育て支援の方法として児童手当、また児童扶養手当等を支給しております。児童手当は12歳までということで3,820人、その支給額は年間約2億円でございます。そのうち市の負担が28%ということで、7,820万円ほど市の負担をしております。これは一般財源でございます。また、児童扶養手当につきましても18歳までということで、300人を対象に1億4,600万円ほど、そのうち市の負担が3分の2ということでございます。約1億円余り一般財源から支出しております。

このような諸制度の改革等が国の制度改革によりましてどう変わるか見きわめなくてはなりません。しばらく内部検討させていただきまして、香西議員、また吉川議員のご質問の趣旨に合った前向きな検討をさせていただきまして、阿波市にとって子育てがいかにか、また医療費の軽減がどういうふうにより市民の皆様方に喜ばれるか十分検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 秋山部長より答弁をいただきましたが、やはり低所得で非常に入院等のケースが起こった場合にやはり安心して治療が受けられるというような温かいひとつお取り組みを、前向きにということでございますが、できる限り一歩でも二歩でも前進ができるようにお取り組みをいただきたいと。この項はこれで終わらせていただきます。

続きまして、2点目の土成インター駐車場の拡張についてでございます。

この件につきましては、現在の駐車場が狭く、御所の郷など、また隣接の公園施設等を利用して、駐車場に駐車できない車が利用しておるようでございます。しかしながら、現

代社会におきまして、やはり御所の郷まで車を回送いたしまして、あそこへまた帰ってくると。現時点ではやむを得ない方法でございますが、できますならば、私ども絶えずあそこを通ったときに注意をして駐車場の状況等を目撃するわけでございますが、大体満車の状態が多い。また、一部の人は公団の合理化によりまして職員の駐車場の一部を借って利用して駐車をされておるような人もあるようでございますが、これらにつきましても案内標識また駐車場の標識等十分整備をされておりませんし、気兼ねもあろうかと思えます。また、御所の郷をかなり利用しておるようでございますが、これにつきましても急いだ案件、またいろいろと身体的に不自由な方もございますし、できますればあそこの駐車場を拡張していただいたらと。経費もかかりますし、今国のほうで高速道路が無料化になるかというような方向で検討されております。したがって、高速道路を利用する状況も現在とは変化が起ころうかと思えます。また、いろんな面で、路線バスとの関係、またこの駐車場を利用してのトラベルによる旅行の募集で、あそこで乗りおりする方たちの利用、また利用者も広く吉野川市、阿波市、また上板町にもまたがっておると推測するわけです。上板町もサービスエリアの北側の駐車場からバス停までの距離がかなりありますし、夜間等非常に駐車場からバス停行くまでの条件が悪うございます。したがって、土成のインターチェンジの利用者が多いというようなことになっておると思いますが、土成につきましても一昨年ですか整備をしまして、非常に利用者にとっても利便性が向上いたしておりますし、何ら問題なく運営をされておるわけでございます。御所のほうは国道沿いということで地価の問題もありましょうし、地域的に非常に先祖から受け継いだ財産というようなことの認識の度合いも違うかと思えます。そしてまた、前段申しましたように、大きくこの高速の利用を取り巻く状況の変化もあろうかと思えます。しかしながら、できますなればあそこで、どなたか理解の得られる方法で用地の取得ができるならばスペースを拡張して、それぞれの利用者の利便性に便宜を図ったらと、このように思うわけですが、この点ご答弁をお願いをいたします。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） おはようございます。

それでは、吉川議員よりご質問をいただきました土成インターチェンジの駐車場の拡張についてご答弁をさせていただきたいと思えます。

本市の土成町には徳島自動車道の土成インターチェンジが設置をされておるところでございます。高速道路の整備に伴い高速バスについても現在東は阪神方面から、さらには名

古屋、東京方面へ、西は松山方面へのバスが運行され、非常に便利になっている状況でございます。

バスの運行につきましては、建設当初は1社だけ乗り入れでありましたが、現在は徳島バス、四国交通、JR四国の3社が乗り入れをしておる状況になっております。非常に便利になり利用者もふえている状況にありますが、高速バス利用者はインターまで自家用車に乗ってきてインターチェンジの駐車場に車を置き、高速バスを利用するというふうな状況かと思っております。

現在、バス利用者の専用駐車場は13台とめるスペースがございます。近くの御所の郷の駐車場も利用できるようになっております。少し離れておりますが、駐車ができる状態にまでなっております。議員がおっしゃるように近くで新たに駐車場を確保できれば利用者は非常に便利になるのでないかなあというふうにも思っております。

この土成インター駐車場の設置につきましては、以前にも話が持ち上がったことがございます。しかし、話がまとまらなかったというふうな経緯もございます。少し課題もあるようでございますし、予算的な問題もございます。十分調査をさせていただきながら協議また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（三浦三一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今、田村部長より答弁をいただいたわけでございます。以前の経過につきましても私も認識をいたしております。しかしながら、その後この用地等、農地、用地、いろんな地価に対する大きな状況の変化がございます。当時とは今農業委員会等であっせんに出てくる農地にいたしましても非常に取得のしやすい状況に状況の変化が起こっております。このようなことも踏まえまして、やはりこういう駐車場の性質上、買い物とか会議でなしに、やはり長時間駐車をすると。最低、日帰りで行っても朝から夕方まで。また、東京とか遠方へ、大阪、京都というような路線になりますと泊つきで出かける場合もございます。したがって、非常に混雑というか満車の状態が多い。そして、御所の郷というようなことで代替施設、これはもう合併前の旧市場町、土成町、それぞれ独立しとったときから満車のときに土成の役場へ問い合わせをすると御所の郷へ置いてくださいと、こういうような回答をそのときからして利用しとるわけでございます。しかしながら、長い目で見まして、できることなればやはり用地を確保して、調査結構でございますが、もう一つ踏み込んだ前向きな用地交渉、またこれらについてどのように取り組んでいかれるのか、もう一つ具体的に答弁お願いしたい。

また、1日の利用台数はどのぐらい利用しよる、把握しとれば、担当のほうで。どのぐらいの車があそこでとまって、御所の駐車場をどのぐらいの車両が利用しよるか、この点について答弁お願いしたい。

また、あそこで満車の場合、御所の郷へ回送してくださいと。こういう原則的に公園の駐車は私は違法じゃと思うんです。絶えず3台から5台ぐらい駐車しとるようでございますが。したがいまして、置いておる車もそれなりにあそこへ置いて差し支えのないというような車両を置いておりますが、新しい車なんかになりますと御所の郷へ回送をしとる。ここの実態をどのように把握されとんのかお聞きをいたしたいと思います。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 吉川議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目、利用状況でございますけれども、6月時点で少し調査をさせていただいた状況でございますけれども、1日平均の利用者は、今3社でございますけれども、25名ぐらいと1社、それで3社で75名ぐらいというふうなことで調査の情報をいただいております。

それと、用地を含めての検討というふうなことでございますけれども、先ほどお答えをさせていただきましたように、以前には用地で問題ができなかったというふうな経緯もございます。それで、用地を含めた中でいろいろ調査をさせていただいて、どういうふうにしていくかというふうなことを協議、検討してまいりたいと思っております。

それと、駐車状況ですけれども、13台というふうなスペースはございませんので、一部路上駐車をしている状況があるというふうにも認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

（2番吉川精二君「案内標識は」と呼ぶ）

設置ですか。それと、御所の郷にとめれるというふうなことで案内標識というふうなことでございますけれども、それにつきまして一応了解をいただいた形にとめれるような状態になっておるといふふうに思っております。

○議長（三浦三一君） 吉川精二君。

○2番（吉川精二君） これは再々問ですから、この項につきましてはこれで終わるわけでございますが、行政と御所の郷とで駐車利用しても結構ですと、こういうような暗黙の了解、理解はいただいとるということでございますが、一般の車両の駐車をする方たちにどのように対応しとるか、というふうにお聞きしよんですよ。ほれと、やはり公



園のところは駐車をしてだめなら駐車禁止、いわゆるきちっと責任、指導の徹底が図れるようにね。今、答弁いただいた75台、25台の車両ということになれば、やはりあそこの駐車スペースの倍の車が来ておると、こういうことなんですよね。前回、交渉して地権者と不調、それはもう相手方があることですから、地権者からご協力をいただければ事業は進捗をしますが、やはりできるだけ早い機会に地権者と交渉せられて、高速の無料化っていうところでやはり利用者はかなりあると思うんです、路線バスが通る以上は。それで、そこいらのもう一つ細部にわたって、利用者に対してどのような、御所の郷へ回送してくださいというような徹底が図られとんのか、再度答弁お願いいたします。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 吉川議員の再問にお答えいたしたいと思います。

御所の郷への駐車場につきましては、看板を設置してとめれるような案内をしているようでございますけれども、再度状況を確認してみたいと思います。

それと、公園については長時間駐車はだめですよっていうふうな看板も設置しておる状況があるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） それでは、この項につきましては終わるわけでございますが、もう答弁は要りませんが、やはりこういうような公園での駐車、また御所の郷へのご利用、いわゆるやはり十分利用者に徹底できるようにね。あそこへバス停の駅があるんですよ、待合室が。ここらでやっぱり、おりたらすぐとわかるように周知をする必要があろうかと。これなんかについてはもうお金は全くかかりませんよね。やはり日本の一世代を背負うた三木総理大臣の銅像のある公園ですから、やっぱり美観上からも、いろんな諸般の情勢からも、あそこへ駐車はするべきじゃないと思うんですよね。やはりそこいら十分指導徹底ができるようにお取り組みをお願いをいたしたい、このように要望しておきます。答弁結構です。

続きまして、3点目の養護老人ホーム吉田荘について。

1点目として、この計画は来年4月1日より民営化、指定管理ではなしに、この老人ホームという性質上民営化という方向で検討されてこられた。一応タイムリミットが来年4月1日というような目標を掲げて今日まで行政改革に取り組んでおられると、このように認識をいたしておるわけでございます。

そこで、この計画の現時点での状況と今後の見通し、これについてお伺いをいたしたいと思えます。

また、この老人ホームというような性質上、これは阿波町で吉田さん、私も市場町の住民でございましたので細かいことはわかりませんが、ご協力をいただいた吉田さんの名前をそのまま吉田荘と命名をしておるとお聞きをしようとんですが、来年4月1日ということになりますと、もうあとわずか6カ月、このように期間が差し迫つとるわけでございます。あそこへお勤めの職員の方々、また入所をされておる利用者の方々も非常にいろんな面で心配もあり、今後どうなるんであろうかと、このように考え、また心配もし、ご苦勞もされとると思えます。したがいまして、これらの状況も踏まえまして、しかも入所者が現在47名とお聞きしておるんですが、この人たちが快適な生活が送れ、また利便性の向上の図れるように取り組まなければならない。特に高齢化を迎えまして利用者が、絶えず入所の申し込みがあろうかと思えます。隣接市町におきましては2年ほど前に、厚生省のこれに伴う補助金のあったときに大体この問題解決しておるわけでございますが、阿波市は現状に至っておるといふようなことで、仮にあの建物を利用するにしても耐震補強、また改装等も伴いますし、入所者がおりますので、これ相手方があることで契約事でございますので、行政だけで進むわけにもまいりませんが、期間としてはもう一日も猶予ができないといふようなことで、あのままご利用いただいて、新しい適地を探して、阿波町内で、無論阿波町で利用されとる方もございますので、阿波町内という原則は、これはやはり基本であろうかと思えますが、阿波町内で代替地を見て、民営化でお願いして移転をする。こういうことが起こる場合には、公有財産として市が手持ちでありますところの旧阿波庁舎の跡、勝命の住宅の跡、住宅と公園ですか、跡とか、いろいろ市の市有財産として持つところの、これで面積が狭隘で不足する分は隣接地を確保のできるといふような条件も兼ね備えたところでなければ移転もできませんが、現在の生活をしていただきながら新しい、ちょうど学校の校舎の改築と同じで、できて移転をするか。もしくは契約者が見つからない場合は指定管理の方法、また直営の方法、いろいろあろうかと思えますが、いずれにいたしましてもあの建物老朽をいたしておりますので、耐震補強、これに伴う改装がついてきます。やはり長い目で見て今ベストな選択をしなければならないわけでございますが、ここいらをどのようにとらえておるのか。やはり全国、県内の体制を見ましたときに、契約を結んでくれる、民営化で受けてくれる受け皿がありますれば、そういう方向へ行くのがベストであろうと、このように思うわけでございますが、なかなか相手先の要る

ことでございますし、一朝一夕に契約はできない。したがって、一日も早く踏み出さなければ4月には間に合わないというような状況下にあるかと思えます。このようなことを踏まえまして、現時点での計画、基本的にはどのように進める。また、この基本的な問題に変更があれば次の次善の策はどうである。民営化にするのか、指定管理にするのか、直営で続けるのか、ここら現時点の状況をお聞かせをいただきたい。

○議長（三浦三一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 吉川議員の阿波市養護老人ホーム吉田荘についての1点目の今後の見通しと計画、2点目の旧阿波町庁舎の跡地利用についてでございますが、現在の吉田荘でございますが、ご承知のように吉田義太郎さんの1,000万円の浄財と土地を寄附をさせていただきまして、福祉に役立てていただきたいということで当時の町長が、十川町長でございましたが、老人ホームを建てようということで長峰に建てさせていただきまして、築35年がたっております。

この養護老人ホームにつきましては、行政改革の中で民営化を進めるという内容で進めております。その民営化の検討委員会の中で答申が2月6日に当時の小笠原市長に対しまして、民設民営が一番望ましい、また民設民営がない場合には公設民営、すなわち指定管理ということで2案の答申案が出されてまいりました。そうした答申案を受けまして行政側としまして、また入居者が快適な生活空間を営みまして、皆さんが安心して老後を営むように新設して、民設民営が望ましいということにつきまして今回民設民営の公募にかけることになりました。

その過程の中で一番の問題は、入居者が安心して移管できるような状態に持っていかなくてはならない。また2点目は、今働いております職員の処遇の問題でございます。ということで、職員の問題につきましては昨年からお話をさせていただいております。そして、検討委員会の内容につきましては、委員に老人ホームの所長が入っておりますので、その開催状況の中身については職員にその都度報告をさせていただいております。先般、内容が固まりましたので、秘書人事課と私のほうと総務課のほうで老人ホームに参りまして、職員に対しまして民設民営をしたいということを公式に打ち明けて協力をお願いしたところでございます。また、職員組合とも話を進めまして、おおむね納得をいただいております。また、現場の職員につきましては、その処遇につきましてもそれぞれの個々の内容を聞き取りをしておりますので、その点につきましても内部調整は進んだ段階で今回公募にかけさせていただくように公募にかけることになりました。

その日程につきましてでございますが、公募は文教厚生委員会の中で詳しく説明をさせていただきまして、この10月から公募にかけたいと思っております。そして、11月末までに運営委員会の委員を選定させていただきまして、11月末までに公募先があった場合に選定委員会の中でプロポーザルか、何ぼの法人が来るかわかりませんが、市内限定ということで予想しておるのは7法人程度でございますが、その中から公募があった場合、選定委員会の中で民間の方を主に対象にした委員でございますが、選定をお願いし、決定してからその詳細について決定者と煮詰めたと思っています。そして、年明けからそれぞれの職員と公募決定者の職員と一緒に老人ホームの任務を、なれといいますか、触れ合いながらお年寄りが安心して生活できるような環境づくりに努めたいということで、23年3月、3年先までに新設をお願いするというので、その間は今の現施設をその公募者が運営をしていただくというふうな段取りで進めておるのが現状でございます。もしその公募者がいない場合は答申の第2案ということで、公設民営ということで、現施設を改良させていただきまして指定管理にかけさせていただくということで準備をするつもりでございますが、一番行政にとっても、また現在入所しております47人のお年寄りの方にとっても快適な入所生活を送る上でも、やはり古くなった二人部屋でなくして、新設した新しい施設の中で皆さんと一緒に老後生活を楽しく過ごすのが一番でなかろうかと思っておりますので、その点につきまして十分配慮しながら公募先を決めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今、代替地の問題は答弁の中から触れられておりませんが、今言うた旧阿波町内の公有財産、いわゆる市の所有財産の中から選定をされるのか。また、働く、いわゆる従業員の人、おおむね説明をしご理解をいただいとるということでございますが、あそこで働く人たちの十分職場の確保もでき、今までどおり勤めができるように、ここいらの問題もあろうかと思えますし。ただ、契約する相手方の事情ありますし、非常に多岐にわたりまして複雑な要件を兼ね備えとるわけでございます。今、市内に来月から募集をする中で7社が一応そういう条件を兼ね備えた契約の相手先というようなことで、これが不調に終わりますと指定管理ということでございますが、この市内業者7社、これは私どもも阿波市、当然納税もしておりますし、市内の職場の確保、また市内業者ということで優先的にこの7社ということは、当然相手方がこの条件に応募してくれるなら

ばそれにこしたことはない、そう願いたいと思うわけですが、この7社が不調にもし終わって指定管理との間に、7社の仮定に応募がなかったというような場合に、指定管理との間に市外業者というのはどのようなとらえ方をしておるのか。民営化という一つの大きな基本の中で、この間にワンクッション、どのようにとらえておるのか。市内でなければ、もう即指定管理に行くのか。その間に、市内にあれば今前段申しましたように理想ですが、そこいらどうとらえておるのか。

それと、阿波町内の用地の選定、これも相手方がありますので相手方との要望も大きな、今お年寄りやはり、前は静かで環境のいいところ、環境のいいところはどこも共通するんですが、今の入所者は買い物、商店等も近くにあるところであれば入っていただけない、現実がもうそういういろいろな細かい要素も入ってきますので、これはもう契約の相手方との事前の協議の中に入ろうかと思いますが、阿波市内で執行部として予定地どのようにされておるのか、再問でお答えをいただきたいと思います。

○議長（三浦三一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 吉川議員の再問でございます。先ほど2点目の答弁漏れ、大変失礼いたしました。阿波庁舎の跡地の利用を先に答弁させていただきます。

ご存じのように旧阿波町役場の庁舎跡地につきましては、面積が約2,000平米、正確には2,177平米でございます。ご承知のように入り口の間口が少し狭いということと、東西が狭いということと、買い足しでございますが、西にしか、北は公衆用道路、南には宅地と田んぼがございますので、西だけの買い足しでございます。これも地権者との話し合いでございますが、その面積が1,200平米ぐらいでございます。足して3,300平米ぐらいでございますが、議員がご指摘のように今の時代の中で、ゆとりがありまして、緑があつて、お年寄りが老後を快適に過ごすための生活空間と申しますと、ある程度の空間があつて、木も植え、また桜も見られ、四季折々の花を見出て心安らぐ中で老後生活を送るのがベターでなかろうかと思っております。その南北が狭く、また西のほうへ、長方形になるかと思いますが、その跡地を阿波市養護老人ホームの候補地としてどうかというご提案でございますが、内部検討の中でも討議に上がったわけですが、お年寄りの老人ホームには向かないだろうということで、ほかの事業の採択はどうかということで、一応老人ホームの候補地としては除外をさせていただいております。

そして、次の点でございますが、市内業者がなかった場合に民設民営の公募を市外業者まで広げたらどうかということでございます。これは市内業者を最優先にして公募してか

ら、その中で順次内部で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） やはり今答弁をいただきましたが、市内に7社、条件を満たした、この種の管理運営される施設、関係者があるということで、願わくばこの7社と色々な条件面でのこれから交渉されまして、私どももできたら市内の業者をお願いをしたら、入所者も気心がわかっておりますし、職員にしても非常に理想でなかろうかと、このように思うわけでございますが、交渉事でございますから、いろいろと限られた、今10月から募集をして11月に締め切るというようなことで、非常に多忙をきわめ、4月1日に向けまして、11月末で締め切って、何をしましてもあと4カ月というようなことに。施設は現在の施設を使うわけでございますから、少々期間はかかりましても、それぞれ入所者、従業員、またこれの委託を受けてお願いをする民営化の事業主の方々、それぞれの立場を踏まえまして、できるだけ行政としてもあらゆる面でこれらの施設管理者、また従業員、入所者に温かい気持ちで接していただきまして、前段申しましたように阿波町の関係者もでございますので、阿波町内で全部とは申しませんが、できるだけそれらの条件を兼ね備えた施設整備が整いまして、一日も早く所期の目的が達成できますように関係各位にご努力をお願いをし、目標としておりますところの4月1日から新しい運営形態に生まれ変わるように努力をお願いするわけでございます。また、いろんな面で、条件の過程で、用地提供とか、また施設の管理の問題とかいろいろ出てこようかと思いますが、先ほど部長からも検討委員会で十分審議をし素案を練るということでございますので、検討委員会におきましても十分ご検討いただきまして、目的が計画どおり進むようにご努力をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。どうも答弁ありがとうございました。

○議長（三浦三一君） これで22番吉川精二君の一般質問は終了いたしました。

次に、8番吉田正君の一般質問を許可いたします。

8番吉田正君。

○8番（吉田 正君） ただいま議長のほうから許可をいただきましたので、議席8番の吉田正、2件について一般質問をいたします。

今回の私の質問ですが、旧阿波町の、今吉川議員のほうからちょっと触れましたが、阿波町役場の件と、阿波町内にある柴生谷川の県が管理をしています河川の橋のかけかえ

の件と、その2件について周辺地域住民が非常に要望しているということで、ごく一般的な質問になりますので、簡単明瞭にご答弁をお願いしたいと、かように思っております。

なお、1番目の質問の件でございますが、吉川議員ただいまの庁舎の分に関し質問もあったようでございますが、重なるようでございますが、私は使用目的が違うので今回質問をさせていただきます。

今回、我々、私が質問する1番目の庁舎の旧阿波町庁舎でございますが、この件については阿波町が昭和の大合併のときに旧の林町、伊沢村、それと久勝町で昭和30年に合併をしております。それで、建設された新庁舎が32年に竣工しております。それから54年までの間、その庁舎を阿波町の庁舎として利用し、54年度に今のこの現在の阿波庁舎が竣工されたわけでございます。その間にいろいろ、旧庁舎は中学生の剣道の武道館として利用される間、たまたま平成の大合併で阿波市が誕生いたしました。それから後に書庫として利用をされて現在までおります。

つい最近私も担当課長と書庫を見せていただきましたが、雨漏りもしよるといような現状と、今のとこ大分書類も片づき、非常に少なくなっております。そういう関係でございますので、できましたら非常に老朽化したあの旧の阿波町の庁舎、これは阿波町の地域住民の方は見るに見かねんような状況でございます。庁舎の周囲には建物が5カ所ほどあります。消防署はきれいに整頓されており、消防署の詰所もありますが、これは常時使うとりますので美しく整理もされております。その本庁の書庫の2階もちょっと上がらせてもらいましたが、ガラスの割れとるとこもあるし、いかにも何十年も使うとらんないような状況でございます。これは非常に危険な状態にあります。私は今回この件について行政はどのように考えているか、今後の維持の仕方。それから、この件については地域住民の人もああいうような庁舎は早く倒してもろうて、きれいな更地にしていただき、整備をしてもらいたいというのが本音でございます。どうせ私は解体をするのであれば、今回経済対策交付金、いわゆる出ています、そういう交付金を充てながら解体事業ができるのかどうか、そこらをお答え願いたいことと、これをいつまであのような状態で行政として置いとくのか、それとも新年度には解体の予算を置くのか、そこらを明確に答弁をいただいたら地域住民の人も安心するんでなかろうかと思っております。

それで、解体した後でございますが、今吉川議員には吉田荘では用地が狭いということで無理だということでございます。私は近い将来南海地震が発生するといような、いろいろなことで中学校、それから役所についても橋についても耐震補強をしております。そ

ういうことでございますので、できましたらあの跡地は更地にし、緊急避難場所に使用するような形態で置いとくのか。それとも、建物を、阿波町のあそこは中心でございます。そういうことでございますので、備蓄庫、備蓄の倉庫が今阿波市の阿波町でどの辺につくって置いとるのか。それとも、この本庁に置いとるのかどうか。もし備蓄庫ができるもんなら、あそこへ緊急避難所とともに、阿波町の災害のときに使えるだけの、阿波市が使えるだけの備蓄ができるか。それと、なおかつ東のほうに備蓄庫をこしらえ災害に備えるべきでないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

第1項目についてはこれで答弁を願いたいと思います。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 吉田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

旧阿波町庁舎についてということですが、今後の維持計画等についてのご質問であります。これについてはまた以前岩本議員からもこれに関連したご質問をいただいておりますが、ご質問の建物につきましては旧阿波町役場として昭和32年に建設されております。その後、昭和54年まで使用してまいりました。同じ敷地の中には、有線放送室として使用していた建物や倉庫、阿波方面第5分団詰所や防火水槽などの施設が現在あります。

旧庁舎につきましては、平成17年の合併時に旧阿波町関係の書類を保管する場所が不足することとなったため1階部分を改修し、現在書庫として使用しているところであります。保管文書は主に平成16年度以前の書類となっております。1階部分の書庫につきましては合併時に改修したこともあり、現在のところ文書は適切に保管されていますが、旧庁舎全体の建物を見てますと、老朽化が非常に激しく、窓ガラスの破損、外壁の劣化が見られ、2階の天井数カ所からは雨漏りもあり、また耐震の面からも建物の脆弱性が指摘される状態で、解体なども含めた早急な対応が必要な状況となっております。私も今議員お話がありましたように現場を2度ほど見せていただいて、とても2階へ上がっても足の踏み場もないというような、ほれぐらいの荒れようといいますか、そういう状況であります。

そういったことで、7月に開催しました公有財産処分等検討委員会の中でも協議を行いました。現在の旧庁舎で保管している文書については、今年度中に市の管理する他の書庫へ移転をする予定としております。

また、旧庁舎の先ほど申し上げましたように敷地内にある他の建物についても、できましたら来年度の新年度予算で撤去費を計上させていただいて解体する予算をお願いしたいと考えております。



また、先ほどもお話し申し上げましたように、敷地の中には阿波方面第5分団詰所と防火水槽の移転問題があります。それについても地元消防団とか、そういうふうな協議が必要となります。それも進めていきたいと思えます。そういったことで、今後検討委員会などの中において十分協議しながら、住民にとって地域にとって有効に使えるような形で整理をしていきたいと、かように思います。

今、この解体後やはり更地にして整備しておきますと、今議員いろいろ備蓄倉庫とか避難所として、そういうお話がありましたが、やはり更地にすることによってそういう緊急的にすぐ対応できると。まず、その整備に取り組んでいきたいと、そのように思います。備蓄のほうの食料については、それぞれの支所とかそういうところで、一部ではございますが備蓄をしている状況であります。そういったことで、早く更地にして整備をしたいと、そういうように思っていますので、来年度の新年度予算に計上させていただきたいと思えますので、ご協力をお願いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（三浦三一君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） 第1項目につきましては、ただいま八坂部長のほうから明確な答弁をいただき、新年度に解体予算を計上するというところでございますので、ぜひ間違いなしに予算計上し、来年度に解体に向けて進んでいただきたいと思います。

それと、第2項目でございますが、旧阿波町の林地区にあります県営管理の柴生谷川というのが土柱から吉野川までの区間、南北に流域がございます。それで、この河川の阿波町の東林から西林という林の地区でございますが、その林小学校と東林の部落の間にあるこの谷でございます。実は、この谷は現地を見ていただいたらわかると思えますが、この橋梁については昭和の初期にかけられたコンクリー橋でございます。この橋が10メートルぐらいの距離と思えます。幅員が2メートル少々。この10メートルぐらいの距離ですが、そのときは手練りでコンクリをして構造物をこしらえた関係かもわかりませんが、中間に橋脚があります。その橋脚に16年の23号台風のときにもほの橋に漂流物がかかり、水かさが急に上がり、いろいろと周辺の民家なり、それからハウス、施設園芸、非常に害が出ております。そういうことで、16年の23号台風のときにもいろいろお願いしたなかなか県との協議が難しいと。県のほうは、いわゆる鳴門池田線が近くにありまして、どうしてもと言うんならもういっそ橋をのけてもろうて堤をついたほうが県のほうは責任が問われんというような考え方もあるようでございます。今現在、鳴池の新道はあれ

からすぐ南側にありますが、あの前にほの橋をこしらえて堤を築堤するときには鳴門池田線は十川ゴムのほうに向いて走っておりました関係上ああいうような低い橋と道路で地元住民がお願いし置いてもらうたんだらうと思っております。そういうことで、あえて地域住民の人は無理は言えないとは思いますが、できることならあれを橋のかけかえなり、そのときに1メートルでもかさ上げしてくれたら水の流れがよくなるんでなかろうかなと思っております。そういうことで、住民の方、あの辺23号でごつい被害が出ました。そういう関係で、ぜひともあれはどなにかならんかということで今回も質問させてもろたわけでございますが、先般の10日、11日の早朝の局地的大雨、豪雨によりましてあそこもまたあふれた経緯がございます。周辺地域の住民のある熱心な方が6時ごろ、私も6時ごろ行ったんでございますが、そのときにははや流木やかかったもんをのけながら流れがスムーズに行くようにしてくれておりました。そういうことで、これからは局地的大雨、100ミリも降ったらしい、この間の11日の雨量でございますが、どか雨というのはどこで起きるかわからんような今気象条件になっております。そういうことで、できるものなら県と協議をして、橋のかけかえなり、いろいろあそこの水に対する対応をしていただきたいということで今回質問をしております。そして、この間の11日から後にいろいろ県と市も現場を見たり協議をしよと思われませんが、協議がどのようになっておるのか、一応報告かねがね答弁をお願いしたいと思っております。それでは、この件について担当部長から今まで協議した経過と今後の見通しについて一応答弁をしていただきたいと思えます。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） それでは、吉田議員のご質問でございます、林小学校の通学路でもある市道の柴生谷にかかる橋梁についてというふうなことでお答えをさせていただきます。

林小学校の通学路でもあります市道居屋敷南整理線の柴生谷川にかかる柴生谷中の坪橋につきましては、昭和40年代に県営の事業として堤防の改修工事が行われました。その際、橋のかけかえについても計画がされていたように聞いております。しかしながら、当時何らかの事情がありまして橋のかけかえは行われずに既存の橋がそのまま残り、現在に至っておるといふような状況でございます。橋は改修された堤防の天場といいますか一番上の部分よりかなり低い位置に現在かかっております。堤防は橋のところで橋の部分だけ切り取られた格好になっております。橋のところでは堤防が中断された形になり、その部

分の堤防の高さはハイウォーターレベル、水が最高に出る部分より1.8メートルぐらい低い状態となっております。それで、平成16年の23号台風、さらにはことしの8月の豪雨時には堤防の切れ目から河川の水があふれたというふうな状況になっております。

このことにつきまして、市といたしましても何とか対策をしたいというふうなことで、県と対応について現在協議をしております。協議の内容につきましては、橋のかけかえを想定した場合はどうなんだというふうなことでまず協議をいたしております。橋のかけかえにつきましては、県の考え方では、かけかえの位置につきましてはハイウォーターレベルプラス60センチぐらいの高さまで橋を持ち上げないと県としては河川協議に応じられないというふうな回答でございました。すると、この場合につきましては、橋の高さが現在も堤防の高さぐらいになりますので、非常に高い位置に橋がかかることとなります。それによって取り合い道路についても大きく持ち上げる必要があります。取り合い道路につきましてもかなり大きな工事が必要になるんでないかというふうにも思っております。それで、当然この河川につきましては県管理河川ですけれども、橋の工事につきましては市の負担で工事をしていかなければならないというふうな状況です。それで、取り合い道路までさわることになるとかなり用地の協力も必要ですし、いろんな厳しい条件があろうかと思えます。それで、現段階では橋のかけかえについては厳しい状況かなあというふうに認識をしております。それで、引き続き県とも協議をしていかなければならないのでございますけれども、かけかえ以外にほかに何か適当な方法はないかというふうなことで引き続き県とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） 再問でございますが、ただいま部長のほうからいろいろ報告を受けました。非常に橋のかけかえというのは難しい問題があると思われまます。それで、橋のかけかえは難しいだろう。その次に水の対応をどのようにするかということも協議を県として、できるだけ早く。水が出てあふれた後とん袋持って行ったらもうほのときには引いとったと。ことしの場合吉野川の水が2メートルぐらい低かったわけなんですね、16年のときよりは。そういうことで、内水がどこも引くのが早かった関係で冠水がなかったわけなんです。そういうことでございますので、来年の台風時期までにはできるだけ水が入らんように、消防団員の協力を得ながら、土のうでなしに何か県と協議して、板を積み立てるとか、鉄扉でどなにか1尺ぐらいの高さにして水を防ぐような方法ができれば、

ほうというようなことを県と慎重に協議し、早急にやっていただきたいと思います。

再問でございますが、私のほうとして要望をし、このまま県の協議を置くんでなしに、被害が出る恐ろしいところでございます。子供も通学しております。そういうことで、できるだけ早急に、どなにか水を防げるような対応を県と根気よく協議をしていただきたいなと思います。それで答弁ちょっといただいて私の質問を終わりたいと思いますので、簡単で結構です、答弁をお願いします。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 吉田議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

引き続き県とも協議をさせていただきますけれども、当面の手段として橋をそのままに置いた状態で何か対策はないものかというふうなことで協議をさせていただきますと思います。今、吉田議員のほうからも話がありましたように、堤防の切れ目に仮設的にゲートを設置するとか、そういう対策で対応ができないかというふうなこともちょっと考えてみたいと思っております。そういう方向も含めて今後県とも協議をしてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） それでは、根気よく県と協議をしながら早急に水の対処をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（三浦三一君） これで8番吉田正君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（三浦三一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番正木文男君の一般質問を許可いたします。

4番正木文男君。

○4番（正木文男君） てっきり昼からかなと思っておったんですが、午前中ということになりまして。しかしながら、ちょっと12時過ぎるかと思えますけども、昼前までおつき合いを願ったらと思います。

今回、前回の議員の皆さん方、政権交代というようなことでいろいろとお話もございました。一番我々懸念されるのは地方自治体への影響というようなことで、皆さん方も質問の内容がたくさん出ておりました。

私は今回のいろんなこの政権をちょっと前段で感想的に申し述べさせてもらったと思うんですけども、麻生総理についてはいろいろ皆さん方意見があったかと思うんですけども、大きな私は失政はなかったというように思うんですね。しかしながら、自民党の身内から責められ、そしてまた後ろからも矢を撃たれると、そしてまた正面からはマスコミに批判のえじきにされたというような状況だったんじゃないかなというふうに思います。いづれにせよ、本当に100年に一度の世界大不況の中、日本のかじ取りっていうものを作ってこられた、務められたというようなことに対してご苦労さまでしたというふうに私は言いたいというふうに思っております。

翻って、政権をとられました民主党には、しっかりとした公約を掲げられたわけですから、その公約の実現に向かってしっかりした政治をやってもらいたいというような気がいたします。本当に財源の確保だとか、その辺をしっかりと見きわめながら取り組んでいただく。それは我々地方にも、そしてまた国民にもはね返ってくるわけですから、お願いしたいというふうに思います。

あえて、ここで皆さん方思われてるかどうかわかりませんが、一言民主党政権の中で懸念することをちょっと皆さんにご披露といたしますか、しておいたらと思うわけなんですけども。将来の国の姿や国益を損なうような法案、選挙の焦点にはならなかったわけですね。例えば外国人参政権法案、人権擁護法案、夫婦別姓案、それから中国や朝鮮との関係等、そういう面については慎重な対応をお願いしたいなというふうに思います。これはどういう形で出てくるかわかりませんが、選挙の施策、そしてマニフェスト、そういう中には出てこなかったわけなんですけれども、基本的な法律、日本の国益にかかわるような事案につきまして、やはり国益を損なわないように慎重な対応をお願いしたいなということを、地方議会ではありますけども、皆さんとそういうことも考えておいたらなというふうに思って、私の私見ですけども言わせてもらいました。

さて、今回、おくれましたけども、議長の許可をいただきまして一般質問させていただきます。私の今回の質疑は例によりまして4本立てということでお願いをしたいと思います。

まず1点が議会における既質問事項に対する取り組み状況について、2点目が水道事業

の運営状況について、3点目が庁舎建設問題について、4点目が土地改良事業の計画変更についてという内容でお願いしたいと思っております。

まず、1番目の議会における既質問事項に対する取り組み状況について。私はあえてこういう質問の仕方を出させてもらいました。どういうことかといいますと、過去に我々も真剣に質問をさせていただきました。そしてまた、理事者側もそれなりに真剣に対応というものはさせていただいてるかと思うんですけれども、どうも我々も言うたら言うたなり、皆さん方も、その努力はされてるかと思うんですけれども、聞いたら聞いたなりという、ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、そういうなことがあつては、せつかくのこの議会の場、やっぱり有用な議論のかみ合いといいますか、そういうものが必要じゃないかなというような思いで、あえてこういう1点目の質問、既質問事項に対する取り組み状況についてという質問の柱立てを1点させていただきました。

そのまず大きな1番目の中で私は3つほど挙げております。1つ、阿波市合併記念事業への取り組みについて。これは平成20年12月の議会です。20年といますから去年ですね。4年になってるわけなので、本当に合併になって何らかの方向、小笠原市政、野崎副市長、そういう体制の中で順調に進んできた、いろんな細かいことを詰めながら進んできておられる、その努力は本当に評価したいと思います。やっぱり市となって、そういう状況の中で皆さん方の市民意識の高揚だとか、より連帯意識だとか、それから何かやはり記念というような形での合併記念事業への取り組みについてどういうふうに考えておられますか、どう取り組まれる予定でしょうかというようなことを質問させていただきました。その後、この件につきましてどういうふうな状況になっておるのか、何か対応は考えておられるのかということをお聞きいたします。

それから、小見出しの2ですね。高校再編が予定されている阿波農業高校の施設を活用した阿波市農業振興のための取り組みはということで、これも平成20年12月させていただきました。これについては、もう平成24年に阿波農業高校、鴨島商業高校再編統合されるということが決まって、その方向の中で動いております。しかしながら、阿波農業高校、歴史のある高校でございます。どういう状況になっていくかという中でいろいろ調べてもらいましたところ、実習地、それから実習施設はそのまま残して活用する。高校再編計画の中で特色ある教育の実現を目指すというような中で農学科、農業科学科、生物活用科の設置。地域に根差した両校教育の伝承、そして融合、発展を図る。地域と連携し、地域の活性化に資する実践的教育の推進を図るというようなことが言われておりました。

私はこのときにどういう質問をしたかといいますと、県内農業高校ってのはなくなっていくわけですね。それから、阿波市というのは県下でも一番の農業の生産圏であるというように、農業関係のもの、それから過去には川島農業普及センターが市場にありました。そういうようなものが農業の本当に発展しなければいけない地域であるところの地元にあった農業高校、そういうものが移転していくということはやはり地域の農業振興にとってはマイナスなんじゃないだろうか。せっかく実習地も残る、当然ある程度の施設も活用する、残していくということであれば、そこにその学校の生徒のいろんな研究だとか、先生もおられるわけなんで、そういう人の農業との連携、そしてまた生徒に対してのある程度の実践的な指導だとか、地域の各農家の皆さん方の情報の交換だとか、ほれから情報の吸収、そういうような機能を持てるような高校再編という中で、そういう意味合いも残したような、内容も残したような阿波農業高校の跡地といいますか、あとの施設というものも考えていただいたらどうかというようなことで提言なり質問をさせてもらったと思いますので、そのことについてどういうふうになったのでしょうかということですね。

それからもう一点、合併特例債を念頭に置いた阿波市まちづくりの中期計画の策定は、ことしの6月にさせていただきました。これはもうかねてから私は言っておるんですが、確かに総合計画の中で計画を立てて進んでいっております。しかしながら、あれは全体のマスタープランでしかない。やはり現実的な具体的なものは予算をこれぐらい使うんだとか、そういうある程度のプラン、そういうものを立てて、夢もベースも入れたそういうプランを立てて、それを計画的にやっていくという手法が求められるんじゃないでしょうか。

もう一点、この中期計画というようなことで言いましたのは、合併特例債という代物をいかに有効に活用していくか。セットできる事業はセットして、トータル的に地域のインフラ整備、この際やっておかなければいけないようなものを整理して、どういう形でプランを立てていくか。それをこの平成26年度というものを一つの区切りにして、そこまでの間でどういうような予算の執行体制、優先事業、事業の優先をどういうふうにつけてやっていくかということを設定した中期計画、阿波市まちづくり中期計画の策定をされたらどうでしょうかというような質問をさせていただきました。

この前段では、このとき議論になりましたのは、合併特例債の活用が平成20年度ぐらいいまで大体40億円ぐらいでしたか、それから今後が35億円ぐらいというようなことで、合併特例債の計画というものがトータルで85億円ぐらいを見込んでおるとい

な話がありました。これは私はもう少ないんじゃないかなと、ちょっと遠慮し過ぎじゃないかなというような気がしたわけですね。阿波市のまちづくり計画、合併協議会でつくられました建設計画の中では、トータル合併特例債の許容枠は約220億円ぐらいありましたですかね。その中で、その時点で阿波市として計画されましたのは187億円、合併特例債なりそういうものを活用したまちづくりの整備計画というものを持っておられました。この85億円ということなんですが、ちょっと遠慮がちじゃないかなということ、そういうものもセットして平成26年度までにどのようなものを、どういう予算の裏づけで、どれぐらいトータル予算をつくっていく、組んでいく。そして、それに対してはこういう償還の予定であるというようなことを中期計画として持つべきじゃないだろうか。今のローリング方式、3年ごとで見てやっていくというのは、継続事業の来年度どうしましょうか的なものでしかないわけなんで、事業をやっていくという前提の中で、やはり全部できるかどうかわからないけども平成26年度までの間で例えば100億円ぐらいのインフラ整備だとか投資をやる、その中で合併特例債が85億円だ、あとは一般事業だとかですね。この中で優先順位を立てて計画を立てて、道路だとか学校だとか住宅だとか、そういうものをやっていくというようなものを考えられたらどうだろうかという話をしましたけども、その辺がどうなっておるのかということをもとにご質問、お聞きしたいと思います。1、2、3なんで。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 正木議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、1点目の阿波市合併記念事業への取り組みについてであります。これにつきましては昨年の12月の定例会において合併記念事業への取り組みについて具体的な事例を織り込んだご提案をいただきました。

ご承知のように本市も17年4月1日に4町が合併をして、ちょうど本年度で5年目に当たります。そういったことで、ご質問の合併記念事業を実施するに当たりまして本年の6月に予算をお願いしたわけですが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用いたしまして、地域の活性化を推進し、市民の連帯感、一体感を深めることを第一の目的として合併記念事業を計画しているところであります。

現段階での計画案としましては、健康管理を目的としたスポーツイベントの招致、そういったことも考えております。また2つ目として、ふるさと出身のアーティストの演奏会とか、また3つ目には地場産の食材を使った創作料理大会とか、また他の自治体との共同に



よる記念イベント、そういったことを今案として事務局のほうでは持っているところであり、ます。こうしたいろいろ単発的なイベントのほかには、多くの市民の方が継続して毎年参加できるような継続的な、例えば健康イベントとか、そういったことも事業として考えて計画していきたいと思ひます。

この具体的な今申し上げました案につきましては、やはり各方面の方々にいろんなご意見とかご指導をいただく必要がございますので、そういったことを十分に煮詰めながら進めてまいりたいと考えております。この合併記念事業をただ、ことしがちょうど5周年目ということで、21年度だけでなしに22年度も含めて、継続してほういうやはり期間的ないろいろなイベントの予定もありますので、2年ぐらい継続してやりたいなあと、そういうふうに思っております。

続いて、3番目の特例債を念頭に置いた阿波市のまちづくり中期計画の策定はということで、これも6月議会において、本市が第1次総合計画を基本とし、構想、計画、実施の方法をとっていますが、具体的な事務事業の姿が見えにくい、合併に係る財政措置である平成26年度まで活用できる合併特例債の用途及び計画の策定が必要でなからうかというご意見を、ご質問いただきました。

そういったことで、本市としては合併後5年目に入りました。その間さまざまな事業を展開してまいりましたが、中でもインフラ整備等に使用できる合併特例債につきましては、ご承知のように平成17年度から20年度の4年間でケーブルテレビの整備、農業基盤の整備、幹線道路整備、学校施設の耐震化、まちづくり振興基金の造成事業に42億5,600万円を活用しております。この特例債については、活用条件であります合併市町村の一体性の速やかな確立を図る、均衡ある発展に資する、総合的かつ効果的な推進と事業の関連を毎年県と協議しながら対象事業の拡充に努めているところであり、ます。

ご承知のように現在の国、県、また本市の経済動向を踏まえますと、中・長期的な視点で速やかに事務事業の選択と集中を実行しなければなりません。本市の地域性、現在のそれぞれ市民ニーズ、将来世代の市の姿等をそれぞれ各部局においてやはり的確に把握し事業を進める必要があるかと思ひます。新規事業のみならず継続事業においても職員等が英知を結集して市民とニーズに対して真摯に向き合いながら市民と行政の共生となる社会システムを構築し、市の活性化を促すことを目標といたしております。もちろん先ほども言われておりましたようにインフラの整備事業には合併特例債の活用を検討しなければなりません。しかしながら、忘れてはならないのは合併に係る財政支援は終期が設定されて

おりますので、地方分権、行財政改革の推進、堅持との均衡を図りながら事業を展開していかなければならないと思っております。やはり平成26年度末ということですので、議員いろいろご意見、ご提案をいただいております。やはりその中身をいろいろ相談しながら、特例債を充てなければいけない分については、それに固執しないように十分それを検討して特例債を充てていく必要があると思っております。中身についてはいろいろ議員の皆さんにご意見をいただいで執行していきたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦三一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 正木議員からの2番目の高校再編が予定されている阿波農業高等学校施設を活用した阿波市農業振興のための取り組みはということで昨年の12月にご質問いただきました内容は、農業者育成等の役割を果たす農業支援センター的な機能を持った施設として再編統合の計画の中に盛り込んでもらえないだろうか、こういうふうなご質問であったと思っております。

このことにつきまして実は私、県の教育委員会にも先日問い合わせをいたしました。議員が申されましたように平成24年度に高校再編、統合するというので、現在の鴨島商業高校と阿波農業高校が新しい学校として生まれ変わるということになっております。そういうことで今現在県の教育委員会では開校準備委員会を設立しまして、その検討中でありまして、今現在の検討の内容は、学校運営に関する事、学校の教育目標とか、あるいは校名とか校章、校歌とか、そういったことの検討をしておりますということでございます。また、阿波農業高等学校が新しく生まれ変わるということでございますけれども、決して農業科がなくなるということではございません。今現在の阿波農業高校でしっかりとした農業分野の教育、それから生物活用科といったものも今現在のところではなされるようになっておると聞いております。

そこで、その高等学校、新しい高等学校が生まれ変わってできる、その特色ある教育の中にはっきりと位置づけられていることがあります。それは目標だと思っておりますが、先ほど議員からも申されましたように、地域に根差した両校教育の伝統継承し、融合発展させた多様な教育、これが1つでございます。2つ目は、地域と連携し、地域の活用化に資する実践的な教育。3つ目に、地域の自然や文化と触れ合う体験的な教育や食の安全・安心の観点からの教育ということがはっきりと目標として掲げられております。そういったことで、今後はこの内容等については検討がなされると思っておりますけれども、とにかく地元の地

域の学校は地域がしっかりと連携しながら育てていくということが私は非常に大事なことだと思っておりますので、そういったことも先日は県の教育委員会にはお願いし申し上げたところでございます。

また、県の教育委員会としましては、地域の商工会議所とか商店街とかJ A、それから農業大学校、各農家とも連携をしていきたいというふうなこともはっきりと申されておりますので、今後24年に向けて検討がされていくと思いますが、私教育委員会といたしましては、阿波市の農業振興にどのように具体的にかかわってっていくのかはよく見守りつつ、今後機会を見て、先ほど申し上げました3つの目標がしっかりと踏まえられた新しい学校づくりに取り組んでくださいますようお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） それぞれお答えをいただきました。

まず1点目は合併記念事業ですね。本当に広く市民の意見を聞くと、そういう場も踏まえながら、聞きながら取り組んでいくというようなことで、より実りある、そして有意義なイベントを企画していただいたらというふうに思います。

2点目の阿波農業高校の取り計らいについて、今教育長からも話がありました。これはこの際我々は阿波市としてしっかりと申し入れをしていただくということが大事じゃないかなと思うわけですね。管理は県がやるわけですから、逃がさないぞと。県に管理してもらいながら阿波市として役に立つように、それを活用する場として、市としてしっかりと教育委員会なり、そして農林部局なり、運営について阿波市にプラスになるような方向での要望をしっかりとお願いしたいなというふうに思います。

それから3点目ですが、この計画、中期計画、これがなかなかはっきりしませんね、どうも。この議会だより9月の分で、私これ広報委員長しとんですが、余り言よると時間なくなりますけど、このまちづくり計画を結びという中で市長から答えがいただけましたのは、まちづくり計画をまとめるためには企画力が大事であり、企画立案能力のある副市長を選任し、職員一丸となって取り組みたいというような答えもいただいております。そういうことで、きちりと具体的な、そして26年になった時点で財政は健全化だったと、ああ、めでたしめでたし、しかしながら、あれもやっつけばよかった、これもやっつけばよかったということにならないように私は懸念するわけです。確かに11.7%の公

債費比率、それは立派なもんですよ。しかしながら、もう何遍も言います、26年度以降インフラ整備のための金は使えません。扶助費、教育費だとか、そういうもんで済んでまいります、20年度以降は、維持管理費で。だったら、多少の借金覚悟で今26年度までしておくべき。これ以上の補助金というか、交付金はどう出るかわかりませんが、ものはないわけなので、この際公債費比率が十五、六%になろうと、私はしっかりと財政出動をして、優先順位をつけてやっておくべきだという提言なんです。

それで、ちょっとこれは再問したいんですが、できたら今年度中に副市長も入られて、私はもう若手職員ですね、若手職員によるプロジェクトチーム、本当に阿波市のまちづくり、夢を描こうじゃないかというようなプロジェクトチームをつくって阿波市の当面のまちづくりというものを企画立案をされたらどうでしょうかということを提言いたします。市長、どうでしょうか、お答えを。もうすぐで申しわけないんですが。

○議長（三浦三一君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 正木議員からは、基本的には合併特例債、二度とないお金ということで、この際阿波市の将来を見据えた形で本当に有効に市民のためになるようなお金の使い方したらどうだろうかというのが基本になってるんじゃないか。それに加えて、阿波市の総合計画、実によくできてるんだけど、市民の目等々から見ると非常に具体的な事務あるいは事業内容が見えてこない。まさに私もそのように感じております。部長からもお答えしましたけれども、10年の基本構想、5年の基本計画、あるいは3年の実施計画、これローリング方式でやっていますけれども、いずれも本来なら3年間の実施計画は市民の目に届けば即事業内容がわかるのが一番いいんでしょうけれども、これも事業名だけと金額だけ。正木議員の言われるとおりでと思います。

これ何ゆえかっていうていろいろ分析してみますと、市になると市民に対して非常に専門的な部、課が組織として立ち上がってます。それとともにやっぱり職員の数、4つの市町村が一緒になれば、単純に4倍とかいきませんが、人の数も当然ふえておりますので、専門性のある職員ができると思ってました。ところが、現実にあけてみますと、やはり旧町の仕事内容っていうんですか、職員がふえただけなのでなかったかなというような感じします。これから先、そのあたりも十分に組織体系、あるいは人の配置、専門性等、時間がかかるとは思いますけれども、整理しながら職員の育成、あるいは企画力のある職員の育成に努めていかなければならないんじゃないかと思ってます。そんなことを考えてましたら、非常に副市長来ていただいて市全体の総合的な企画力、これ恐らく飛躍的に

ここは伸びると思います。あと、職員の企画力というのが出てくるんですが、そのあたりはやはり職員の専門性っていうんですか、育成に非常に時間がかかると思っています。

そんなところからいろいろ私も4年間、5年目に阿波市に勤務して仕事をやり出してからなりますけれども、再三申し上げておりますように反省点、いろんな委員会立ち上げました。これは4部、あるいは教育委員会の縦割りの弊害っていうんですか、市職員の本当にレベルアップ、横のつながり、横断的なつながりを高めて、市民の要望をしっかりと酌み取っていかうということで随分と検討委員会等々立ち上げましたけれども、やはり部長、次長がどうしてもメンバーになっていく。ほんで、素晴らしい職員が育ったなと思うと、やはり市から去っていく。まさに今正木議員が言われた若手のプロジェクトっていうのは間違いなしに必要なだと思っています。一部に財政状況、これの将来の見通し、あるいは金の動かし方、金と事業の結び方、結びつけ方をやるために財政課がそれぞれ部長、各部の部長等々をお願いして、若手の財政の勉強会を毎年やっています。メンバーも当然変わっています。そのあたりの意見あるいは感想文、私も読ませていただいておりますけれども、素晴らしいメンバーが育っていているように思います。これを財政だけじゃなくて、ほかの分野にもやはり広げたいなということで、いい、議員から、正木議員から若手のプロジェクトチームの提案、非常に私も常々もう考えておりましたので、ぜひとも実行に移していきたい、かように思っていますので、よろしくご理解、ご協力をお願いします。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） 市長の前向きな決意、聞かせていただきました。市町村ていうのは市長の権限というのは絶大なものがあります。本当にやろうと思えばそれができるわけなんで、リーダーシップを発揮して、その若手を取り込んで、本当に申しわけないんですけど、やっぱり将来の阿波市を考えるとしたら若い人の意見で、それもほんまにとっぴもない意見、夢のようなものを取り上げて、それはできなかつたらしゃあないというぐらいで描いていくということだと思います。

例えば、きのう稲岡議員がおっしゃってましたけど、フルーツロードをどうしていくかだとか、それから私は今自歩道がどんどん整備されております。あの自歩道を電動カー、お年寄りが安心して移動ができるという空間が整備をされてきておりますね。ああいうようなものを市道とかにもきっちりやっていく、今中央道もやられておりますけども、それをやってるということだけで済ますんじゃなくて、そのことによって阿波市は福祉のまちなんですよ、老人に優しいまちづくりをしようですよというイメージをつくっていくわ

けですね。そういうようなものが私は企画力だと思うんですね。一つの総合的なまちづくりというものをつくっていく中で、そういうような視点もしっかりと養ってもらったらというふうに思います。

それから、次もう2点目に入りたいと思います。水道事業の運営状況についてということでございます。

議会の開会日に監査委員から水道事業の監査報告がありました。水道施設の運営についてはおおむね健全な運営がなされているとの報告がありました。しかし、施設は旧町ごとに整備されたものであって、整備水準、時期等がそれぞれ異なることから統一的な整備だとか管理っていいですか、そういうなものが求められるというような話があったように思います。

そんな中で、ちょっと水道事業について質問という形で、まず1点目は、全体の運営状況、施設、事業、会計面から将来の施設整備、機械の更新ですか、対して資金計画等は順調に進んでおるのだろうか。

2点目が、有収率の状況ですね。やっぱり上水の効率的な使用というものが求められるわけなので、有収率の状況、県平均との比較という面でお教え願えたらと思います。

3点目が、今年度阿波市水道事業基本計画及び地域水道ビジョンを立てられておるというふうに聞いておまして、これの内容、そして状況ですね。

それから4点目は、これまた後で詳しく言いますが、各戸への水道のつなぎ込み時に発生する個人負担についてということで、今その個人負担を取る状況、そのところについてお願いいたします。

○議長（三浦三一君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 正木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

水道事業の運営状況についてということで4点ほどいただいております。

まず1点目として、全体運営の状況、施設、事業、会計面からということでございますが、阿波市の水道につきましては昭和39年度に旧阿波町で給水が開始されたのが始まりであります。平成17年度に4町が合併した経緯から、吉野川に沿った7カ所の浄水場等を中心とした送・配水施設が各所に散在し、給水区域内の標高差も大きいことから加圧ポンプ場も多数あり、これらの管理に多大な時間を要しております。

一方、水道事業は利用者の皆様の水道料金等で運営する地方公営企業であり、独立採算制を原則としていますが、近年は給水人口の減少による水需要の低迷から給水収益が減少

しつつある状況下にあります。

平成20年度の水道事業会計決算におきましても、収益的収支においては利益を上げておりますが、資本的収支の不足額を減価償却費、減債基金等で補てんしており、施設更新を踏まえた資産維持費が十分に確保されていない状況にあります。将来、機械施設等の更新を実施するに当たり、建設改良費に充てる財源等を明確にするための財政計画が不可欠と思われまますので、本年度に策定中の基本計画及び水道ビジョンの成果をもとにして、建設改良費に伴う財政計画を作成しなければと考えております。

次に、2点目の有収率の状況であります。平成20年度の阿波市の有収率につきましては、決算書でも掲載してありますが、総配水量733万4,143立米に対し、有収水量502万6,636立米であり、有収率は68.5%で、前年度より1.7ポイント高くなりましたが、低い指標値を示しております。ちなみに徳島県の平均値であります。平成18年度で87%でございます。

阿波市では平成17年度から20年度にかけて石綿セメント管及び老朽管の布設がえ工事を実施して漏水の防止と管路の耐震化に努めてきましたが、まだまだ老朽管が残存しており、経年的に今後老朽管が増加していくことが明確であります。また、老朽管が残存していることなどの要因による漏水事故が平成20年度で年間約60件程度発生していることから、今後においては配水管、給水管を中心とした漏水調査及び老朽管更新事業等の実施、流量計の更新等により施設の効率性を高め、有収率を向上したいと考えております。

次に、3点目の阿波市水道事業基本計画及び地域水道ビジョンについての内容ということでございますが、厚生労働省では平成16年度に水道ビジョンを作成しております。その趣旨としましては、水道は国民生活や社会活動に欠くことのできないライフラインとして発展してきたが、水道管路、施設は老朽化が進み、水質や水量、水圧の低下により機能維持が困難となるほか、劣化等により長時間の断水を伴う事故、故障が生じる危険度が高く、支障を引き起こす原因となっております。

こういう状況の中ですべての水道関係者が共通の目標を持ち、互いに役割を分担しながら連携して、今後の水道事業推進に取り組むために、水道の現状と将来見通しを分析、評価し、水道に関する重点的な政策課題等具体的な施策の必要から水道ビジョンを策定しております。

本市においても給水収益が減少する中で施設の老朽化が進行しており、自然漏水事故の発生や機械設備の故障などによる修繕費等が増加しております。また、想定される大規模

地震による危機管理意識が高まっており、今後の更新事業や耐震化事業をかんがみる必要があります。

このような状況に対応し、これまで以上に安全でおいしい水を安定的に供給していくため、現状分析を行った上で水道事業のあるべき将来像を設定し、安全、安心、持続、環境、国際の5つの長期的な政策目標を掲げ、これを実現するための基本方針、施策を明らかにする阿波市水道ビジョンを策定するものであります。

本市では、このビジョン等阿波市水道事業に係る計画についての重要事項を調査、審議することを目的といたしまして、13名の委員で構成する阿波市水道事業審議会を設置し、現在までに2回の審議会を開催しております。審議会は本年度内に合わせて5回の開催を予定しており、審議に基づいて素案を作成し、パブリックコメントを実施した上で策定する予定であります。

次に、4点目の各戸への水道のつなぎ込み時に発生する個人負担についてということでございます。

水道の新設加入に伴う費用負担につきましては、平成20年度の実績について申し上げますと、新設の申し込みが61件ありました。そのうち配水施設から給水施設に分配を目的とした配水管のない場所及び新規給水によって配水能力を超える配水管からの分岐の申し込みがこのうち数件ありました。これら給水装置等の新設に係る工事費は原則として全額個人負担で行っております。

現在の生活様式や水の使用目的の多様化に伴い、既存の配水管で配水能力に余裕のある場所が少なくなっていたり、配水管から遠い場所や、個人負担で工事をした配水管から新たに給水時の承諾が得られない場合に個人負担がふえています。したがって、工事費が高くなる場合もまれにあります。

新規加入に伴う配水管の新設、改良による工事費の個人負担の軽減を含めた問題等を改善しなければならないと思いますが、近隣市町の状況や財政面を考慮して慎重に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） 水道課長のほうからいろいろ詳しく説明をしていただきました。この全体の運営の状況、資産維持という面を考えると、やはり厳しい状況にあるというようなことがわかりました。ちょっと問題なのは、この有収率ですよね。阿波市の場合は6



8. 5%、県は87%ぐらいということなんです。ということは、やはり施設が老朽化してるだとか、整備が不十分だとか、そういうものがあるというような気がいたします。ということで、安定的な水源の確保とか統一的な管理、そしてまた漏水対策、地震対策、そういうものを考えて、今ちょうどビジョンもつくってるわけですけども、この際抜本的な改革をやるとうどうだろうか。これ合併特例債が使えるんでしたかね。検討してもらったらと思うんですが、そういうものも活用できるのであれば、今この時期に抜本的な水道施設の改良ですか、そういうものを考えるべきではないかな。確かにこれは独立採算制と言いながら、しかしながら市民の一番大事なライフラインの整備ということであれば多少の市からの資金、支援というものもあって当然のことであるし、それは大きいか少ないかにしろ、中ではあるはずなんで、そういうものも含めてやはり今年度この水道事業基本計画、そして地域水道ビジョンというものを見直されているものを真剣にとらえまして、いつまでもこの有収率、こんな低い率だとか、それからどっかに漏水があって、その点検に職員の方が駆り出されるとか、そういうことが少ないようにされたらと思うわけですが、その辺の見直しというものに対してどう考えられるかということについて、これは市長お願いできませんでしょうか。

それからもう一点、この個人のつなぎ込みの問題なんですね。基本的には、加入費は別ですね、加入費は別なだけども、施設について、すぐ屋敷の前に配水管があればそんなに金はかからないんでええわけですけども、かなり離れてる場合には、その水源のところからここまで、新たに家を建てるところまで引っ張ってくるのは個人負担だということになるわけですね。そうすると、ちょっと私も一つの事例として、不公平感が出るんでないだろうか。問題になりましたのは、ある方がここまでは自分で当然個人負担でやられたわけですね。一番近いからそこに接続お願いしますと言ったら、ここまでは私の負担でやってきたんだからつなぎさんと言われたんですね。そうすると、じゃあこの方は別のところからつながないかん。そうすると、かなり距離が何倍にもなるわけですね。もう一つ、甚だしいのは、じゃあその人がつくと来年、その人の宅地のすぐ横に来年つくられるという話なんですね。そうすると、じゃあ来年つくられる方は、この方がつくられたらもうまた負担要らんわけですよ。じゃ、この方だけが負担が要るというような、これは不公平感があるんじゃないかなというような気がするわけですね。例えばこういう対応として四電さんなんかは、新たなお客さんが出るということは新規事業になるわけなんで、1キロメートルまでは四電さんが負担しましょうと、1キロを超える部分については個人が負担

してくださいよだとかというのがあります。それから、水道関係でいいますと、徳島市なんかは例えばその管の容量、平均的に5戸いける、10戸いけるとかというのであれば、それをもうじゃあ5分の1にしましょうとか、それに係る施設、整備費の、というようなやり方もあるようなんですけれども、この辺のこの公平な負担というようなことで何らかの今対策は考えられないのかということ。これはもう水道課長にお願いしましょうか。この2点、お願いしたいと思いますけど。

○議長（三浦三一君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 正木議員からは水道事業、特別会計でやっておりますけれども、先般の監査ですか、このあたりの決算検査では収益収支、これ単年度黒字というなことで出てますけれども、これも内部留保資金を使いながらの黒字というようなことを説明申し上げたばかりです。こうしたことから、これも問題になりましたもりみずっていうんですか、有収率っていうんですか、このあたりが県平均から比べると非常に悪い。あるいは、老朽管対策がなかなかできないというようなことで非常に経営的にも悩んでますけれども、先般水道の事業審議会、たしか13名の委員、専門委員も入ってますけれども、立ち上げたばかりで、ここで審議していただいております。抜本的な改革というようなことで特例債等々が使えないかということにつきましては、私も本当に勉強不足で勉強できてませんので、これについて早急に特例債あたりの検討、あるいは市からの一般会計からの助成というんですか、そのあたりも検討はしてみたいと思っております。ただ、水道ビジョンの中で、これから先、地震等も想定される中で、7カ所の水道水源地ございますけれども、それぞれ旧町単位の水道の供給というんですか、水源地から旧町単位の水道の供給ということで、地震等のいざというときに、あるいは阿波から市場へ供給するとか、あるいは吉野から土成へ供給するとか、そういうことも今回の水道事業の審議会では話題として出てきますので、そのあたりも抜本的な改革を踏まえて積極的な検討をしてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（三浦三一君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 正木議員の再問にお答えさせていただきます。

水道の新設加入時における工事費に係る公平にするための対策でございますが、議員おっしゃられたとおり県内では徳島市が今工事費の分担金という形で取っております。ほかの市町村につきましては、おおむね阿波市と同じような状況でございます。それで、仮に工事費分担金を配水管等がないところに新しく新設する場合に工事費分担金として徴収す

る場合ですが、この工事につきましては阿波市のほうで配水管の布設工事を行いますので、それに対する現地測量、設計、工事発注、そういうふうなのを水道課のほうで全部するようになると思います。それと、工事費分担金の基準額の決定方法によってですが、決定方法ですが、これにつきましては都市化されているところと、それと農村地帯と比較しますと工事費の面で分担金いろいろ違ってくると思いますので、こういった面も慎重にいろいろ協議しまして考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） ちょうど本当に今計画されてる地域水道ビジョンでその審議会も開かれてるということなんで、本当にいいタイミングだと思いますので、やはりやるからには抜本的な取り組みというものに、それを念頭に置いていただいたらというふうに思います。本当に間に合わせだとか、その場しのぎ的なことじゃなくて、今の時期ってのはもうトータル的にやって考えていくということが大事かと思っておりますので、市長、その辺のところまた指導力を発揮していただいたらと思います。

それから、個人の負担につきましては、やっぱりその公平感といいますか、基本的なライフラインのことなんですから、やっぱりそれぐらいは踏み込んであげてもいいかなというような気がいたします。隣のできてる人と、新たにちょっと一軒家になった人とで、そのつなぎ込みの個人負担、工事費の個人負担の差があるというのはおかしいように思いますので、この辺も含めてご検討をいただいたらというふうに思います。

それでは、続いて3点目の質問に入らせていただいたらと思います。

庁舎建設問題についてということですが。もうこれは私の定番になっておるかと思うんですが、今回もたくさんの方が質問されておられます。

新市阿波市が誕生して5年目となっている今、阿波市における重要課題として庁舎建設問題がある。庁舎建設問題というよりも、合併になった阿波市の行政運営をどのような施設で、どのような役割分担で市民への行政サービスを提供していくかが基本の課題であるというふうに考えるわけですね。庁舎をどうするんだとかという、それも基本の課題ですけども、阿波市として行政サービス、その運営というものをどういう組織体制で、物理的なものをどういうものでもってしていくのかということを考えて、その中で庁舎というものの位置づけがどうかというふうに考えていかなければいけないというふうに思うわけですね。合併後5年目となって現実の行政運営を行ってきて何が問題なのか。財政の状況は

どうなのか等を勘案して検討すべきである。合併イコール庁舎建設ありきで考えるのは短絡過ぎでないかなというふうに思います。

そこで、今回私の質問なんですが、合併に際しての基本事項をまとめたものがこのあわ北新市まちづくり計画なわけなんですね。これを読んでいってみますと、庁舎建設については具体的な記述がないんですね。この一番最後のところの34ページのところに公共的施設の統合整備というような中で書かれておりますのが、公共的施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次統合整備を図っていきます。統合整備の検討に当たっては、行財政運営の効率化はもとより既存の公共的施設の有効利用、相互利用等を総合的に勘案し、市民サービスの低下を招かないように配慮します。新たな公共施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど効率的な整備に努めますというようなことしか書かれてないわけなんですね。

質問なんですけど、新庁舎建設についての決定をする過程において、この合併協議会の流れの中っていいですか、その中で市民の意見をどのように酌み取ったのか。例えば公聴会だとかですか、庁舎をつくるんだというような過程の中で市民の意見というものをどのように反映させたのかということをお伺いいたします。

それからもう一点は、もうあえてですが、なぜ新庁舎が必要なのか。決まったことだからという発想でなくて、どこにどんな問題があるから庁舎建設が必要である。改めて市民にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 正木議員の庁舎建設問題についてのご質問であります。合併協議会の中での意見はどうであったかというお話であります。この合併協議会の組織といいますのは、各町から町長、助役、議長、議員、それから一般の方が、そういった集合した協議会の中でいわゆる合併協定書を、それを集合した分で協定書が定められたものと思います。それを一つ一つ住民に意見を求めてそういった協定書をつくったかとか、そこらについては私もはっきりはわかりませんが、やはりそういった地域の方が出てきて協定書ができたものと思っておりますので、その中で住民の意見も集約されたものと思っております。

この庁舎建設問題については、住民の意向、議員いつも言われておりますが、ちょうど

合併をして旧町から持ち寄った公共施設というのはたくさんあるわけですね。それを今阿波市として引き継いで、それを維持管理していつておるわけですが、特に教育施設については耐震補強したり改修もしながら整備をしていつているわけですが、その他の施設、ご承知のように各旧町で持つておりました施設というのは特に古いわけですね。老朽化して、今でももう毎回補正を組むたびに修繕費の要望というのはどうしてもあるわけですね。それを緊急を要する分について修繕費を組みながら維持管理をしていつているわけです。それをそのまま阿波市として引き継いで、その施設を全部今後維持管理していくかといったらとても無理な話でありまして、それをいかに組織を集めてコンパクトにして行政運営をしていくかと。今、指定管理とか民設とか、いろいろお願いをしていつているわけですが、それもすべて市としてお金を払って指定管理もお願いしたり民営化をしていつているわけです。お金が要っているわけです。それを今ある施設を集約してコンパクトにしてお金をいかに少なくしていくか、組織をスリム化にしながら行政運営をしていくかということになります。ということで、庁舎もそういったことで、いろいろと建設に向けて今進んでいつている状況であります。いかに庁舎が必要かということは今懇話会でもいろいろ意見をいただいておりますが、やはり市民の皆さんにどうして庁舎は要るんなど、そういった内容を、今までには情報が少しかようけかわかりませんが、大変不足しておると思います。そういったことで、これからケーブルとか広報阿波で庁舎の必要性、今の現状を市民の皆さんに知っていただいて、庁舎建設に向けて、これはぜひとも取り組んでいかなければならないと私は思います。そういったことで、この10月号の広報には現在の庁舎が抱えている問題点とか庁舎の必要性、そういったもんを広報でお知らせする予定にしております。もうそれも原稿もできております。やはりたくさんの市民の皆さんに今の現状を知っていただくと、そういうことをご理解をいただくと、そういう方法で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） なかなか議論がかみ合わないわけなんですけども、今言いましたように、その合併協議会のときに市民の意見を聞いたというのは調べましたところ余りないようですね。例えば協議会の中で学識経験者っていうような形で市民の方を入れている。それ以外の方は議員、議長、それから町長、そういうメンバーで合併協議会の中で決められた。一番白熱した議論があったのは位置の問題で、いろいろと議論したという記録は残っておりますけども、その前段の、どういう形で庁舎の問題を決めたかという部分に

については余り記録がないということでした。ですから、そのある限られた協議会の中で決められたんじゃないかなというふうに思います。

それで、本当にこの庁舎というものの建設というのは阿波市の存続、阿波市の姿という中で大事な問題なんですね。私があえて議論したいのは、行政サービスとして、阿波市としてどういう組織体制でいくかという中で私は常に言ってます。本庁舎があって、もう基本的には私この阿波の本庁舎、これを耐震対策補強、一部増改築する。そして支所は残す。ここで皆さん、すりかえがあったらいけないんですよ。これでも支所を残すと言うけども、あの今の吉野の支所、市場の支所、土成の支所、あのそのままの支所は残す必要ないんですよ。行政サービスの——あえて言います——6割、7割は窓口業務です。市民窓口、福祉窓口、地域振興窓口です。そこに3人ずつぐらいの、大体支所10人おれば、それで市民の行政サービスの6割、7割はカバーできるわけですね。そういうものはそれぞれの地域で、吉野は吉野、その裏のコミュニティーセンターだとか、市場はすぐ横の住民センターだとかコミュニティーセンターだとかあります。既存の公民館だとか、そういうものを使えば10人やそここの施設で十分対応可能である。逆にそのほうが市民にとってはプラスじゃないでしょうか。維持管理費も今だったらかなりかかっています。そういうものも要らないじゃないでしょうか。5分の1、6分の1になるんじゃないでしょうか。そのことのほうが、お年寄りが電動カーで行けるところに行政の窓口があるということのほうがよっぽどその行政の体系としていいんじゃないでしょうか。本庁には当然その基幹的な機能、議会だとか財政だとか総務的なものであれば、そこには住民てのはなかなか行く機会がなくてもいいわけですね。これから100人ぐらいの職員も削減されるというような状況でいけば、その支所とこういうところの組み合わせで十分対応可能なんじゃないかなというふうに思います。いろいろとこの中で行政のロスが起こるだとかというようなことも言ってますけども、例えばこの前もらった資料の中では、市場の支所とこの阿波の支所との行き来で1日に職員が21回行ったり来たりするというような資料も出されております。平均1日に21回も支所とこうして行き来するというようなことは逆に言ったらいかなものかなというふうに思わざるを得ません。それこそ不効率な行政の運営をされとんじゃないかなというふうな気もするわけですね。

それから、やっぱり今の時代で私は考えなければいけないのは、立派な庁舎、30億円、40億円をかけて、それで一つのその中心はできるかもわからないけども、そのことに金をかけるよりも、今あるものをうまく、この阿波の本庁舎ってのは築30年です。耐

震対策と一部増改築すればあと20年はいけると思うんですね。そういうところで節約をして、もっと本当に住民サービスにつながる方向に金を運用していくということがやはり求められるんじゃないだろうかというふうに思います。県下の例を見ましても、県下の中で合併になって庁舎の問題いろいろ出たり消えたりもしております。今のところ庁舎をつくろうかというのを見てみましたら阿南市ぐらいですね、はっきりしてますのは。

いや、阿南市はもともと合併前から庁舎をつくろうという前提の中でしておるし、当然古いわけですから阿南市は庁舎をつくるということで当然動いております。それから、吉野川市役所も庁舎を増改築すると言っております。吉野川はあくまで今の本庁舎のところに増築ですよ。増築して、ある程度統合していくというようなことです。隣の美馬市にしろ三好市にしろ、そういう声は、意外と賢明な選択をされたのか、うまく今のところそういう話は聞こえてきておりません。この時期に、こういう財政厳しい状況の中に、あれ本当に市民の役に立つところに金を使っていくべきじゃないか。先ほども出ましたように、市営住宅もあり水道もあり道路もあり、そういうものに整備をしていくということがやはり本当の意味での市民にプラスになるんじゃないかなというふうに思います。

もう一点は、土光敏夫さんという臨調でらつ腕を發揮された方がおられます。一汁一菜で、やはり先頭に立つ人、時のそのリーダーという者が先頭を切って質素儉約にしていくということが求められるわけですね。であれば、この時代にやっぱり行政が率先して質素儉約にしていく。組織というものは、いけるものは有効に活用していくということが大事じゃないかなというふうに思うわけですね。今、確かに庁舎建設ということで走っております。しかしながら、そういう中で、そろそろ皆さん方、後ろから外野がうるさいんでちょっと質問のほうに整理したいと思います。今この庁舎を建設するについて、やはり市民の意見を聞くということで、やっぱりその手続というものは踏むべきじゃないかなと思うんですね。合併協議会するときにもそういう話も十分でなかったというようなことで考えましたら、今開かれておる庁舎建設市民懇話会で住民意向をとるかどうかってなものを検討してもらいたいと思うんですが、このことについてどう思われますでしょうか。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 市民の意見は取り入れるということで、懇話会の中にそういったなにと取り入れてはどうかというご質問と思いますが、そういった意見については懇話会の中でそういうご意見がありましたということはお伝えをして、いろいろ懇話会の中で判断をしていただきたいと、そのように思います。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） ていうことは、懇話会の中で、市民の意見をとったらどうかという意見が議会から出たということ言うていただけるといことですね。え、いや、今の部長のほうでいくとそういうふうに思いましたので、ぜひともそういうことをお願いをしたいと思います。懇話会の中でやっぱり意見を聞くというようなことを議論として取り上げていただいたらというふうに思います。

○議長（三浦三一君） ちょっと質問者に伝えます。

八坂総務部長のほうからもう一遍再度お答え申し上げます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 議会の中で、そういう議員の中から意見がありましたということは懇話会に、会長にお伝えをしたいと思います。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） 会長にというか、やはりその会の場でという。

皆さん方がおられる場の中で、議会の中で市民の意見を聞いたらどうかという意見があったよということを、会長に個人的にこそそそとと言うんじゃないくて、その会の中でいただけるということですね。そういうふうに理解してよろしいですね。

そういうことで、懇話会の皆さんにもその意見を聞いていただいたらと思います。ちょっと何か途中からこうなって整理つかなくなったんですが。

私は、やっぱり今の行政というものをやっていく中で、本当に有効に資金、財源を使っていかなければいけないと思います。庁舎っていうのがあって、そのことが本当に住民の皆さん方にプラスになるかどうか。庁舎へ来て快適なものが、住民にとってそれだけ恩恵を受けるかどうかという、そうじゃないと思うんですね。やっぱり道路にしろ、先ほどの水道にしろ、市営住宅にしろ、いろんなやらなければいけないことがあるわけなんで、そういう方向にしっかりと使っていく。やっぱりこれからの行政ってのは小さな行政組織、そして住民参加型の行政というふうなものを目指していくとしたら、行政のリーダーは、地域のリーダーは率先して質素儉約に努めるべきじゃないかな。もったいないという思想で事をしっかりと考えていただいたらなというふうに思います。

それではもう一点、予定をしておりましたので、お願いをしたいと思います。

もう一点目は、土地改良事業の計画変更についてということで、議案第75号で土地改良事業の計画変更というものが提出されておりますけども、事業費の大幅な減も発生して



おります。この事業の概要と計画変更の内容、それから理由、それから事業費の負担は  
どうなっているのか。国、県、市、地元の負担はどうなっているのかということについて  
お願いいたします。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 正木議員のご質問でございます。議案第75号で提案さ  
せていただいております内容についてでございます。土地改良事業の計画の変更について  
です。

この事業につきましては、阿波町の東北地区における土地改良事業でございます。平成  
16年度より農道5線、延長で930メートル、排水路で1線、延長180メートル、事  
業費で1億3,500万円の計画で事業を行ってまいりました。

計画していた農道について途中で1線廃線したことにより最終的には農道4線、延長で  
767メートル、排水路1線、延長170メートル、事業費が9,440万円と変更にな  
りました。

農道1線について廃線した理由といたしましては、当該この農道に係る用地、買収予定  
地につきまして一部で官民の境界がどうしてもまとまらなかったというふうなことで再三  
にわたって地元関係者と協議を重ねてまいりましたが、どうしても最終的に官民の境界が  
確定できなかったというふうな理由から測量設計業務をやむなく中止をいたしまして、平  
成19年11月に関係者に農道の工事1線を中止するというふうな旨の文書を送ったとい  
うふうなことでございます。

それと、この事業の財源の内訳でございますけれども、国が50%、県が5%、市が4  
5%の負担割合で事業を実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） こういう事業、地域にとって密着した事業ということで本当にあ  
りがたい事業なんですね。用地の関係でできなかったということはもうやむを得ないと思  
います。これは負担が国50、県5、市が45ということで、地元負担はゼロという形で  
できたということで、本当に地元の皆さん方は喜んでいるというふうに思います。

この質問をあえて入れさせてもらいましたのは、農林関係の補助事業、これからどうな  
るかわかりませんが、やっぱり地域に密着したいい事業が多いんですね。だけど、私ら  
担当してたから言うんじゃないんですけども、本当に地域密着型の事業が多いです。例え

ばこの阿波町でいきましたら中央道路だとか広域農道、それから大久保谷川沿いの一般農道というようなものも全部農林の補助でやっております。指定のないところでいろんなものができていくというものなんで、やっぱり皆さん方もそういう制度が変わっていく中でしっかりと勉強しながら情報入れながら、こういうしっかりした補助事業に取り組んでいってもらいたいなというふうに思います。

もう一点、ちょっと質問という形でお願いしたいと思うんですが、農地法が変わりまして、農地が所有から利用という色合いが強くなってきました。今までは農地というのは個人の財産という色合いが強かったわけですね。そういう中で、例えば圃場整備とかした、それからいろんなかんがい配水施設パイプライン化したというときに受益者負担という形で、持っておる所有者に受益者負担がかかるわけですね。県営であれば25%とか、それがかかっていきます。しかしながら、これからは所有者がそのまま営農するという状況じゃなくなってくる。そういう状況の中になってくると、よりその公共性、農地といえども公共性というのが出てくるわけですから、その地元負担部分というのを市、国も含めてですけど、もっとその支援をしてもらうような方向で市としても取り組んでもらいたいし、そういう働きかけを国にもしていったらどうだろうか。それが農業を幅広く引き継いでいくということになるんじゃないかなというふうに思うわけですね。所有者がそのまま営農するという時代じゃなくなってきてます。第三者の人がする、なってくると、その基盤整備したものに対しての補助を行政側がしっかりと負担するというのを市としても考えてもらいたい、国にも提案してもらいたいということに対して市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（三浦三一君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 正木議員の質問ですけれども、農地法の改正によって、農地というのが所有から利用へというのは大きな動きがございます。これは当然のことだと思いますけれども、その場合、所有者も自己負担ですね、事業した場合に。所有者も出さない。利用者は、さあどうなのか。そんな場合には自治体が出してくれと、そういう意味なんじゃないかと思えますけれども、今現在は負担割合が、農地の所有者ということで国、県、事業実施体、あるいは自己負担という分担がしっかり決まっています。農地法も今本当に改正したばかりで、そのあたり市としても検討がなされていない。しっかり検討しながら今後やっていきたいなと思ってますので、よろしくお願ひします。

○議長（三浦三一君） 正木文男君。

○4番（正木文男君） はい。済いません、もうえらい時間とってしまいました。いろいろと課題があろうかと思えますけども、もうちょっといろいろ言い過ぎましたんで、もう皆さんに不愉快な思いさせたかもわかりませんが、私の阿波市を思う思いが強かったということでご理解いただきまして質問を終わらせていただいたらと思います。どうも長時間ありがとうございました。

○議長（三浦三一君） これで4番正木文男君の一般質問を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（三浦三一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を開く前に事務連絡をいたします。

稲岡正一君、児玉敬二君から早退、稲井隆伸君から遅刻の申し出がありましたので報告いたします。

次に、1番藤川豊治君の一般質問を許可いたします。

1番藤川豊治君。

○1番（藤川豊治君） 藤川でございます。今回、新米議員で初めて質問いたします。よろしく申し上げます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、3項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、農業政策について。

市長は公約の中で農業立市を目指すと述べています。6月議会で、農業立市として総合計画の基本構想で基本目標に基づき、農業の活性化と所得の向上、経営の安定に向け体質強化を図りたい。また、関係団体の話し合いの場を今年度中に持ちたい。生産、加工、販売などの総合的課題に対応できる専門職による営農指導員の配置を考えたいと答えているが、抽象的でわかりにくいのです。その後の取り組みと、農業立市とは何を指すのか、お聞きしたい。

2番目に、営農指導員を置くというのが、いつからスタートし、早くスタートしてもらいたい。そして、何名ぐらい予定しているのか。

3番目、合併してから人口は、合併は4年前ですけど、現在は1, 632名減少してい

る。4万3, 116人から現在4万1, 484人と減少し、4万を切るのはすぐそこです。若者の働く場所がなく、都会へ就職しています。現在、農業だけでは食えない。農業後継者がいなくなっているのが現状です。そして、急速に高齢化が進んでいるのです。私は、農業所得を上げるため付加価値の高い農産物のブランド化を進め、上勝町の彩のように全国に誇れる農産物づくりを目指すべきではないかと考えています。また、農業の法人化、放棄地が多く出てきていますし、それらを借りて2町、3町ぐらい最低のを組織化し、それを法人化し、会社化し、そこに意欲のある若者が育つように行政が援助の手を差し出すべきと考えます。若者が住んで、農業ができ、人口もふやし、雇用もできる環境づくりを行うべきでないかと考えますので、市長の考えを求めます。

以上、答弁をお願いします。

○議長（三浦三一君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 藤川議員からは農業政策ということで、市長は公約について農業立市を目指すと言っているが、具体的に何をするのかというご質問でございます。

阿波市の農業を見ますと、全国的にも非常に気候条件に恵まれ、肥沃な南面傾斜の土地を擁しています。そうした中で、京阪神に近いという地の利を生かして、従来から生鮮品の食料品の供給基地ということで発展してきております。徳島県全体で見た場合、農業の総生産額約1,000億円、その中で阿波市が占めるのが約十五、六%の150億円から160億円ぐらいじゃなかろうかと思えます。中でも阿波市の主要作物、なすび12億円、あるいはレタスが11億円、トマトが約1億円、これいずれも県下の生産量を誇っています。そのほかにもイチゴであるとかブロッコリー、あるいは大根等々、これも徳島県で2位の地位を占めてる。このあたりが阿波市の徳島県で占める農業の現状じゃないかなと思えます。

一方、農業生産する農家の人口、あるいは農家数等々の推移見ますと、平成17年の農林業センサスによりますと、平成17年ですけれども、農家人口が約1万3,000戸、10年前の平成7年と比べた場合、実に40%農家人口が減ってます。その中で総農家数っていうんですか、農家戸数、もうこれにつきましても平成7年と比べますと、若干農家人口に比べて減少率は少ないんですが、やはり12%ぐらいの減少ということです。

じゃあ、農家戸数の中で何がどうなってんのか。もうちょっとよそと比べて比較しましたら、自給的農家、要は販売農家じゃないわね、自給的農家、これが10年前と比べて23%ふえてます。逆に販売農家は22%減ってます。経営耕地面積等々から分析した場

合、やはり10年前と比べますと耕地面積は20%の減少。特に畑、樹園地はそれぞれ35から40%以上減少してる。これが阿波市の大きな農業を取り巻く状況じゃなかろうかと思ってます。

そうした中で阿波市の農業政策どないしたらいいのかなって考えた場合に、農家人口が総人口に占める割合、約4万2,000のうちの1万3,000戸が農家、農業だけで食べていける専業農家ですか、これが800戸です。第1種の兼業農家も含めても1,300戸。1,300戸の大体販売農家の方が150億円から160億円ぐらいの生産額を上げてるのが実情じゃないかな。そのあたりを分析して、じゃあ阿波市はどう見てもやはり基幹産業は農業であるという位置づけには変わりはないと思ってます。

そうした中での農業の振興策なんですが、今回政権かわりまして、戸別的に農業、戸別に作物別に農業の所得方式を取り入れていこうという政策が大々的に出てますが、今現在わかっているのが、米、小麦、大豆、菜種、それに飼料作物が入るとは思いますけれども、その5品目ぐらいが今回の所得補償の対象というの、現在そこまでぐらいはマニフェストでわかっています。これを実施する場合、専業農家にするのか、1種兼業農家までするのか、第2種兼業農家までするのか、このあたりはまだ不明でございますので、これから先情報収集等々努めまして、阿波市の農家の方が本当に所得補償方式が受けれるのかどうかというのには検討、勉強はしていきたいなと思ってます。

あと、一番農家の経営、これだけ減少していく農家の減少を食いとめる、そのあたりが阿波市の農業政策の基本になろうかと思えますから、私が考えてるのは、農産物の当然価格を上げる、販売価格を上げる。これは当然だと思います。この努力はしなくてははいけない。ただ、一方、生産費を下げることって言わないんですね、今、生産コストを下げて販売価格を上げるということは、この差額が農家の収益になる。もうからなければ農家する人はいませんから。ところが、今まで、この所得方式もそうですけど、生産費を下げる要求を農家には余りしない。ここが一番のポイントじゃないかな。

藤川議員からの質問の中にブランドづくりって言葉出てます。これは当然の話ですが、これは販売価格を上げるために銘柄化をしようってということなんですね。これは当然やらなければなりません。実際の販売、ブランドづくりってというのは、私も県庁時代に販売戦略ですね、CI戦略って言ってますけど、これをやってきました。どうやってするのか。卸売市場に対して阿波市の例えばナス、一番いい例がレタスなんじゃないかな。レタスを出荷する場合に、板野郡農協ですね、吉野レタスって非常に有名ですね、これ。吉

野レタスと同じ品物を同じ量を市場に出さないと阿波市のレタスは高くないですよ、これ。1箱で何千円も違いますね、これ。ところが、出荷するときに、ちょっとくどくなりますけれども、出荷するときに吉野レタスの品質、あるいはほかの3農協ありますけれども、3農協の品質がみんな違う。恐らく検査の規格も違う。形、色合い、味、色、香りって言いますが、みんな違う。量も違う。これじゃやっぱりどうしてもブランドにはならないですね。だから、まず農業政策の中で一番僕が力入れたいのは、4つの農協でまず話し合いして、統一した基準で、市場に定期、定量、差異性のとれたものを出荷する。まずこれを手始めにどうしてもしたい。と同時に、検査する人ですね、出荷時に検査する人については、農協の職員じゃ恐らく検査が統一できない。検査員は農家にかかわりのない方、農協にかかわりのない第三者を農協あるいは生産農家と話し合いして検査をしてもらう。でないと同じものが出荷できない。こうすると必ず農家のほうは相当食い違いがございしますので批判、不満が出る。これは私のほうも何か支援して、市場調査ですか、生産者みずからの方が市場に行って生の市場の値段のつけ方あたりも皆さんと一緒に研修しなければいけないのかな。見るのが一番かな。これあたりも農協の方あるいは生産農家の方とお話したい。これが販売価格を上げる一つの例ですね。ブランド戦略と思ってます。

そのほかにもいろいろあるんですが、阿波市は非常に県下でも恵まれておりまして、畜産農家と野菜等との耕種農家がうまくバランスとれてます。畜産農家の良質な堆肥を本当に定期的に自動的に耕種農家、レタス農家のほうへ供給できるような、土づくりのために供給できるようなシステムをもっとしっかり、やっぱり仕組みを組み立てる。当然、地域では畜産の公害は起こらんし、土壌はしっかりした土壌ができる。しかも、有機質を使った野菜ですので安心・安全、農薬減少等々に結びついていくんじゃないかなということも考えてます。

あと、先走った情報も流れてますし、私も言ってますが、営農相談員あるいは営農指導員、これも1農協に2名しかおりませんので、県の技術員の方をお願いして、同じ飼料で、同じレタス部会ならレタス部会に集団的にご指導願う。一軒一軒回ってもらうんじゃ困りますので、効率悪いですから。集団的にご指導願う。そんなシステムを、もちろん4農協合同になるのか、農協単位になるのかわかりませんが、合同でやっていただいて、品種、品質の統一を決めたい。これ例えばの例で話してますので、そんなようなシステムを仕上げていきたい。一番大事な面なんですけど、今回の議会で問題になってます総合計画、読んでも本当に、僕が読んでも、言葉きれいですけど農家の人わかりません。もう少し、

数字で出すとか、価格で出すとか、生産出荷量で出すとか、もうちょっときめ細かい、農家がわかりやすい指導的な書類っていうんですか指導書、そのあたりも仕上げたいなと思ってます。これにはどうしても、先ほどの答弁でも申しましたけれども、阿波市に専門職がなかなかおりません。このあたりも農協等とも相談しながら、4農協が合同でそういう方を雇うなら市から補助金も出してもいいし、市が直営で雇ってもいい。要は一種の企画書っていうんですか、ちょっと中・長期を見据えた指導書を作成もしていきたいな、かように思ってます。

いろいろな問題が多岐にわたってますので、答弁としては非常に難しいんですが、例えばの例を挙げたらそんなところで指導を固めていきたい、かように思ってます。とりあえず、今議員の方にもお世話になり、あるいは団体の方にもお世話になりながら農業関係の4団体、あるいはそれぞれの農協の各作物部会、あるいは後継者担い手の部会等々と本当にじっくり話を聞きながら、どういうふうな方法でこれから先動かしていったらいいかなというのはお聞きしながら農業政策の基本を組み立てていきたいと思ってます。

以上、非常に具体性に乏しい答弁内容となりましたけれども、私の思いだけを一端を述べさせていただきまして答弁にさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（三浦三一君） 藤川豊治君。

○1番（藤川豊治君） 市長の農業に対する意欲というか大体の構想はわかりましたけど、もう少し質問したいと思います。

やっぱり何というても現在の農業の阿波市は、私の周りもなんですけど60代、70代が中心で、後継者、若者は大変少ないです。この後継者にどう若者が農業でやりたい、意欲がある若者が誕生するようにほの施策をお尋ねしたい。現在、阿波市で、広く農業をしている人は最近中国人を何人も研修ということで雇っていますが、個人で農業をするには限界がある。やっぱり、農地法も変わりましたし、法人化を目指すべきではないかと思えます。この阿波市で、大学出て学校出て都会へ就職せず、阿波市に就職できるような会社、法人づくりを目指すべきではないか。特に、放棄地もあるし、そういうのを借ってね。私は、このごろメーカーが農業に参入していますけど、そのように、もうやっぱり60代、70代やし、若者が就職できる農業の会社を僕はすべきでないか。それに援助、助成を出すべきじゃないか。例えば政府は60歳以上の定年の場合、企業に再雇用制度で助成金を出してる、1人当たり6万円から8万円出しているように。中国人は非常に日本の

人の人件費に比べて半分以下になります。その6、7万円出すとか、そういうようにすれば若者も都会へ就職しなくてもええんじゃないかと。若者、後継者、若者が農業に意欲的、何といても若者がこれからは阿波市を担っていくものであるし、若者が農業に参入できるように、その対策について、部長、答弁をお願いします。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 藤川議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

まず初めに、阿波市の中の農業後継者グループとか、そういう内容についてご紹介を先にさせていただきたいと思います。

本市につきましては、若者が農業できる環境づくりというふうなことでございますけれども、現在5つの農業後継者グループが活動をいたしております。旧の土成町また市場町には3グループ、また阿波町には1グループで、5団体42人の会員がおいででございます。市も農業後継者クラブには補助を出しながら支援をいたしております。農業後継者クラブによりまして農業者の担い手づくり等にもご努力をいただいておりますのでございます。

それで、農業の新規就農者に対しまして一つの補助制度的なものがございますので、紹介をさせていただきたいと思います。

新たに農業経営を開始し農業等を行う場合、農業機械の購入とか施設の導入につきまして補助制度がございます。事業費の一応2分の1補助金というふうなことで、上限が400万円でございます。ねらいといたしましては、新規就農農業者の経営の安定を図り、地域の将来の担い手の育成をするというふうなことでございます。具体的には、トラクターを購入するとか、農業用の倉庫を建てる、またコンバインを購入するとかというふうな場合に補助が出ます。平成21年度で阿波市におきましては9名の方が申請をされておるところでございます。

市といたしましても、農業後継者の育成につきましては非常に重要かと考えております。阿波市といたしましても、現在組織としてございます阿波市担い手育成総合支援協議会を中心に農業経営の安定と魅力ある農業経営ができるよう指導、支援に取り組んでまいりたいというふうにも考えております。今後、後継者とか関係機関、団体などの意見をお聞きしながら、しっかりと国、県の今補助事業がございますので、その補助事業も有効に活用しながら後継者の育成に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。



○議長（三浦三一君） 藤川豊治君。

○1番（藤川豊治君） 何といたってもこれからの阿波市を担うのは若者ですので、やっぱり積極的に意欲ある若者が出てくるように施策をお願いしたいと思います。

次に、質問項目2項目めに移ります。

災害対策について。行政は災害のとき市民の生命と財産を守る義務があると考えますが、災害時の基本方針について市長の考えをお聞きしたい。

2番目、今回9号台風に伴う集中豪雨で100ミリ近くの豪雨が発生し、警報、避難勧告までが出ました。これは4年前の23号台風を上回る豪雨です。その結果、多くの地区で田のあぜが決壊しました。その被害状況、件数と、その救済対策はどうなっているかお聞きしたいと思います。

3番目に、きのう無堤防地区で阿部議員の質問に市側もお答えしましたが、再度お聞きしたいと思います。次に3問目に、南谷島、勝命地区の無堤防地区について。日開谷川の河口から西へ1,800メートルが無堤防と言われています。これは6月初めに私が上板の国交省出張所へ行き、いろいろ聞いてまいりました。1,800メートルということです。本年、先月8月28日、国土交通省四国地方整備局は今後30年間に実施する吉野川水系の整備内容を盛り込んだ河川整備計画を策定しました。治水面では戦後最大規模の洪水発生に備えるため、吉野川、旧吉野川、今切川の計31キロで堤防整備を行うと発表しました。南谷島、勝命地区は長年無堤防のため台風、洪水の被害を受けて大変苦しみました。市長は国へ陳情しましたと9月2日の本会議で報告していましたが、この28日発表の国土交通省の発表計画を言っているのか、この間の答弁は28日の発表計画を言っているのか、市長にお聞きしたい。

4番目、北五味知地区の大久保谷川の東側も無堤防で護岸ができてなくて、台風、大雨のとき自宅への進入道路がなくて、いつも河川に入って一たん家に入る進入道路があるんですけど、それが大雨のときに水にいつもつかっております。その護岸計画についてお聞きしたい。

以上、災害について答弁をお願いします。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 藤川議員の災害時の基本方針についてということで、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

災害対策の目的は、その基本理念である、住民の生命及び財産の保護及び社会生活の維

持を達成することにあります。このことから、市としては災害に強い人づくりということで、災害から身体、生命、財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより住民一人一人が災害に対応する能力を高めていくため、まず1つ目として、災害時に自分自身を守り、家族や隣人の安全に配慮すること。2つ目として、防災リーダーを育成し、災害時に率先して防災活動に協力、従事すること。3つ目には、職員は防災担当従事者として自覚を持ち、状況に応じて適切な防災活動を行うこと。これを基本に各種防災訓練や防災知識の啓発により職員及び防災行動力の向上を図るとともに、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう自主防災組織の育成に取り組み、災害時はもとより平時からの防災に取り組んでいます。

市の災害時における職員の非常配備についてであります。5段階の配備を行うこととしております。第1に予備配置、2つ目に待機体制、それから3つ目には第1次非常体制、4つ目には第2次非常体制、5つ目には第3次非常体制と、そういった5段階の配備を行うこととしております。

現在の台風時の非常体制の仕方につきましては、現場や地理に強い旧町職員を現地対策本部ということで職員の出身町の各支所及び阿波市役所へ配置し、防災対策課、建設課等の災害対策本部要員は阿波市役所を拠点として配備をしているところであります。

予備待機については、台風等で阿波市の地域に注意報が発令され、近隣への警報の発令状況によって阿波市に警報の発令が時間的に近いと予想されるときに配備をされることとしており、警報が発令された場合に待機体制をとるのが通例ですが、市としては予備待機職員がより早く市役所に参集し、不測の事態にいち早く備えることとしております。各支所での体制については、現地対策本部長を各支所長等として、水防対策の班編制を行い、4町での状況に即した対策が直ちに行えるよう体制を整えているところであります。

以上であります。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） それでは、藤川議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

今回の台風9号に伴う集中豪雨の影響による農地の畦畔の土砂崩れについてというふうなことでございます。件数等についてお答えをさせていただきたいと思っております。

今年8月9日から10日にかけて襲来した台風9号により農地また畦畔等に多くの被害が出ました。農地の畦畔等の災害につきましては、市民の方から100カ所を超す被災の

連絡を受けました。それで、担当で現地確認を行い、災害の適用とされない箇所を除きまして、66カ所を第1回の被災報告として採用させていただきました。その中から災害の申請につきましては、この66カ所の箇所の中から用地関係者とお話をしまして、用地関係者の一部辞退がございました。それで、辞退をした後の件数につきましては41カ所を最終的に災害として認め、申請をしていったというふうなことでございます。

41カ所の内容ですけれども、被災の総額は4,100万円というふうなことでございます。町別にちょっと内訳を申し上げますと、阿波町で17件1,800万円、市場町で16件1,600万円、土成町で8件700万円というふうなことでございます。

この災害についてですが、一部被災はしておりますも災害に適用ならないというふうな事案もございます。それについて説明をさせていただきたいと思います。1カ所の工事費が40万円以下の場合は災害に適用なりません。また、畦畔に被災が見られず、貯水機能が損なわれていない場合についても災害に認められません。それと、農地としての利用が確認できない場合というふうなこともございます。

それで、この災害の復旧につきましては、最終災害申請をいただいた41件については国の補助事業で災害復旧工事として工事をいたします。工事の負担金につきましては、現時点につきましては国が50%、個人負担が50%というふうなことでございます。一応この負担金につきましては今後増嵩申請というふうなこともございますので、国の負担が多少上がっていくかなあというふうに思っております。

それと、災害に認められなかった小さな災害、これにつきましては個人の責任で復旧をしていただくというふうなことになろうかと思っております。

続きまして、谷島地区の無堤防地域の対策についてというふうなことでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

吉野川につきましては昭和40年から平成2年にかけて第1期の改修工事が行われました。それにより、岩津から河口までの約40キロの区間は連続堤防として完成がされました。その整備率は98%となっています。しかし、この中でも阿波市においては伊沢市から勝命の区間2キロについては岩津下流区間において唯一無堤防区域として残されております。戦後最大の流量を観測した平成16年の23号台風では無堤防地区においては床上、床下浸水等があり、農地におきましても約45ヘクタールが浸水被害に遭いました。市といたしましても、この無堤防地区につきましては国に対しまして早く築堤をしてほしいというふうな要望活動を続けてまいりました。

最近の要望活動としては、今年の1月16日に国土交通省四国地方整備局長に対しまして要望し、また1月28日には国土交通大臣及び国の関係各所、県選出国會議員の皆様方につきまして、市長また議会議長及び市議會議員の皆様の協力をいただいて要望書を提出したところです。

それと、本年8月には国土交通省の四国地方整備局によりまして吉野川水系河川整備計画が策定をされました。整備計画によりますと、堤防の整備というふうなことで、吉野川の国管理区間の無堤地区においては洪水によるはんらん被害を防止するための堤防の整備を実施するというふうなことで明記がされております。この中に吉野川左岸側の勝命地区も計画に含まれております。それで、勝命地区の築堤につきましては10年以内に事業着手を行う区間というふうにもなっております。具体的な事業実施につきましては、今堤防整備に向けた事前調査としての測量を実施することになっております。調査測量につきましては今年9月上旬からかかって、来年の3月にかけて実施する計画となっております。

今後の予定といたしましては、調査測量の結果に基づき、市といたしましては早期に工事に着手をしていただくよう引き続き国に対して要望書を提出してまいりたいというふうにも考えております。

それと、4点目ですか、北五味知地区大久保谷川の護岸対策についてというふうなことでご質問をいただいております。

大久保谷川につきましては、ご存じのように市役所のすぐ東側を流れている県管理の河川でございます。平成3年以前には大久保谷川には家庭のごみの不法投棄等が多く、付近の住民の方から役場に対して河川の清掃等の要望がございました。当時、町は河川管理者でございます川島土木事務所と協議し、大規模農道より下流につきましては除草工を計画をいたしました。県はこの工事を平成3年に発注し、一緒に工事とともに河川内の家庭ごみや農業用資材ごみも処分ができたところです。その後、県道船戸切幡上板線より下流部については、河川海岸維持修繕事業等で潜在自然植生を用いた河川整備を実施したところがございます。一方、県道船戸切幡上板線より上流部につきましては、平成3年以降工事の計画がなく、手つかずの状態であります。議員言われましたように、一部の護岸が整備されていない箇所がございます。それで、この大久保谷川につきましては県管理河川でございますので、改修計画について県の東部県土整備局吉野川庁舎に問い合わせたところ、現時点におきましては護岸の整備計画はないというふうな回答でございました。一部護岸整備できていない部分についての改修については、今後市といたしましても県に対し

まして要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 藤川豊治君。

○1番（藤川豊治君） 9号台風で土砂崩れ、あぜ崩れが66カ所、41カ所を国へ申請する、残り25件が認められない。申請取り下げた人も入ってますか。別ですか。ほんで、65カ所が用地関係で、41カ所が申請、国へ。認められない箇所は何カ所でしょうか。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 少し説明が不十分でございました。66カ所のうち現在採択しておりますのが41カ所というふうなことでございます。その認められなかった部分につきましては、先ほど説明を申し上げましたように、工事費が40万円以下の場合とか、畦畔の貯水機能が損なわれない場合とか、農地としての利用が確認できない場合というのが欠格的な条項で認められないと。それと、今回の場合50%個人負担が要りますので、本人の取り下げというふうなこともあって66カ所から41カ所に減ったというふうなことでございます。

○議長（三浦三一君） 藤川さんに伝えます。

最後の質問になりますので、質問漏れのないようにお願いいたします。

藤川豊治君。

○1番（藤川豊治君） 認められなかった中には、こういうあぜが崩れて用水が空中に浮いとるところがあります。これ認められない。25万円、市の査定では20万円も40万円にならない。ほれから、理由は、あぜじゃなくて山林である。山林は昔のことですけど、昔竹林があって現在はあぜ、竹は切ってあぜとして。ほなけん、周りの関係者は、どうしてこれが救済、災害を適用してくれないと、みんな不思議がっています。これは山王地区、別埜池の下です。それと、これはかなり費用が150万円とか180万円、半分です。もう本人が辞退。これもう山際で、ほんでこないにお金を50%も半分も耐えられませんのということで、高価な高額な負担です。本人が辞退した家です。もうここ来年からこの家は、かなり年いって、もう畑にして田んぼしない、もう放棄するという、こういう。こういう家もやっぱり法律で、白地で、これはなにではないんですけど、本人がそう言ったけど、こういうところにも市が安全・安心のまちづくりという、やっぱりわずかでも材料分でも提供するとか、原材料分でも。こういう手を差し出すべきではないか

と思いますので、強く要望します。

もう一つ、この県の河川ですけど、これ河原に道路をつくって、ほんでこれを回って自分の家に入って行ってます。これ、この間の大雨のときはこの道路は浸水しています、水で。ここ河原、河川というか護岸が確定してないので。ほんで、県のまだ護岸計画はないと今部長は答弁していますが、やっぱり安全・安心、そういう意味で財産を守る、行政はきちんと、きちんとするんでなしに、やっぱり心温まる対策をしてほしいと要望して次の質問に行きたいと思います。

3項目め、中山間地域等直接支払制度についてお尋ねしたいと思います。

2009年度にこの制度は終了する予定です。この中山間地制度によって多くの保全事業を行うことができ、中山間地の保全に大変役立っております。

1つ目、阿波市の中山間地域等直接支払制度の加入状況と現状についてお聞きしたいと思います。私は阿波市、阿波町の中山間連絡協議会の役員して、阿波町は旧集落なので、ほれ以外の市場町は中山間地制度は大分、最初のスタートからしてると聞いておりますので、ほかの地域の阿波市全体の加入状況と現状についてお聞きしたいと思います。

2番目、阿波市の中山間地集落の関係者は私ども含めて、この制度の、今、来年で切れますので、制度の延長を強く望んでおります。本年3月2日、徳島県議会で寺井県会議員が中山間地域等直接支払制度で質問し、熊谷農林水産部長は答弁の中で、2009年以降の継続はもちろん、地域農業を守る仕組みが一層強化されるよう国に強く働きかけると答弁しております。市は県、国へ2009年度以降この制度が延長されるよう強く要望していただきたい。

1、2について担当部長の答弁をお願いします。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 藤川議員のご質問でございます。阿波市の中山間地域等直接支払制度の加入状況と現状について、まず1点目お答えをさせていただきたいと思っております。

中山間地域の農地につきましては、農業生産活動によって食料を供給するだけでなく、水源涵養、また洪水の防止、侵食や崩壊の防止等、国土の保全等について大きな役割を果たしているところです。しかし、この多面的機能も担い手の減少や耕作放棄地の増加により少しずつ失われていく状況がございます。中山間地域の農地は傾斜地が多く、圃場も区画が小さい等耕作不便な条件から農業生産性が低く、平たん地比べて生産費も高くつく

という状況がございます。農業生産条件が不利益な状況にあり、平成12年度から中山間地域等直接支払制度が始まりました。この制度は、農業生産条件が不利な中山間地域における農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するため、農業者に直接交付金を交付して、耕作の管理の手助けをしていこうとする制度でございます。

制度の内容としては、交付金につきましては、水田で通常単価では反当たり年間2万1,000円が交付されます。8割単価の場合は10アール当たり1万6,800円というふうなことでございます。

交付金の財源につきましては、法定地域、通常地域につきましては国が2分の1の補助、県が4分の1、市が4分の1というふうなものでございます。一部特認地域がありますので、特認地域については国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1というふうな財源の内訳になっております。

それで、加入の状況ですけれども、合計、市内全域で26集落、対象面積で199万4,552平方メートルでございます。交付金にして3,294万3,813円というふうなことでございます。

参考までに旧町別に申し上げます。阿波町で9集落、対象面積が54万960平方メートル、交付金が1,101万5,119円です。市場町が16集落、対象面積は140万3,168平方メートルです。交付金が2,108万1,571円ということです。土成町は1集落でございます。対象面積が5万424平方メートル、交付金にいたしまして84万7,123円というふうなことでございます。

以上、中山間地域の状況とさせていただきたいと思っております。

それと、質問の2点目でございます。2009年以降延長するよう国、県への要望してほしいというふうなことでございます。中山間地域等直接支払制度につきましては、阿波市としても適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、また農業の生産条件に関する不利益を補正するための支援策としても既に各地域にそれぞれ定着しているとも考えております。また、耕作放棄地の解消にも寄与しているのではないかとというふうに思っております。本制度につきましては、さらに延長されるよう、近隣の市町村なり県とも十分協調しながら、国また関係機関に対しまして要望してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 藤川豊治君。

○1番（藤川豊治君） 以上、答弁ありがとうございました。私の質問を終わりたいと思

います。

○議長（三浦三一君） これで1番藤川豊治君の一般質問が終了いたしました。

次に、7番松永渉君の一般質問を許可いたします。

7番松永渉君。

○7番（松永 渉君） 7番松永渉、議長の許可をいただきましたので一般質問を始めます。

まず、阿波市における耕作放棄地の有効活用について質問をいたします。

阿波市においては耕作放棄地が年々増加している中、今後耕作放棄地の防止と解消に向けてどのように取り組んでいくのか。

1点目には、阿波市の耕作放棄地の実態調査は終了しているのか。その内容はどのようなものなのか。

2点目には、解消計画は策定されたのか。されていないとすれば、いつまでに策定されるのか。

3点目には、阿波市には農業法人等と連帯して放棄地を活用する組織や仕組みはできているのか。先月の徳新だったと思いますが、三好市でおさつの里協議会というもんがありまして、建設業界や三好市、それから県、農協等々で国の助成をもらって放棄地でミツマタの栽培、加工というような取り組みがありましたけれども、阿波市においてもこういう取り組みが行われているのか。また、阿波市としてそういう活動を進めるような動きはあるのかどうか、答弁を求めます。

4点目には、耕作放棄地の活用に阿波市みずからが市民農園や若者住宅への宅地供給などを検討して、働く場の確保と交流人口や定住人口をふやし、人口減少対策として取り組む考えがあるのかどうか、答弁を求めます。

以上、4点質問します。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） それでは、松永議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

耕作放棄地の実態調査と解消計画についてというふうなことでございます。

阿波市における耕作放棄地の実態調査といいますか現地調査につきましては、農業委員会で実施をいたしております。農業委員による現地パトロールによりまして平成20年度



は耕作放棄地対策としてパトロールを実施していただきました。

放棄地の調査の結果といたしましては、まず1番目、人力、農業機械で草刈りを行うことによって直ちに耕作することが可能な土地につきましては、田で37.7ヘクタール、畑で18.6ヘクタール、合計で56.3ヘクタールございます。また、2つ目として、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備等を実施して利用すれば復元が可能というふうな土地は、田で17.4ヘクタール、畑で11.6ヘクタール、合計で29ヘクタールということでございます。両方合わせて約85ヘクタールぐらいが耕作放棄地として確認をいただいております。

なお、それ以外に、その他といたしまして、森林、原野化して復元が不可能な土地とかという分につきましては、まだ現在調査ができていないというふうなことでございます。

それと、このデータにつきましては、耕作放棄地のデータは市場町担い手育成総合支援協議会のほうにデータを提供していただいております。

それと続きまして、耕作放棄地の解消計画についてというふうなことでございますけれども、解消計画については農政課で全体的な計画の作成はしております。しかし、耕作放棄地の所有者の意見等の把握ができていないため、本年度は先ほど申しましたように阿波市担い手育成総合支援協議会等中心になりまして関係者所有者に対しての意向調査を行い、その意向調査の結果をもとに具体的な解消計画を立てていくというふうに考えております。

解消計画の内容ですけれども、平成20年度が農業委員会によって、農業委員会の農地パトロールにより市内の耕作放棄地の調査を行ったと。そして、21年度、耕作放棄地の意向調査を行う。22年度から23年度にかけて耕作放棄地についての草刈り整備等行いながら復元をしていくというふうなことで、この復元につきましても農地・水・環境保全向上対策事業等にも協力をお願いしながら進めていきたいというふうにも考えております。

それと、耕作放棄地を活用する取り組みというふうなことでご質問いただいております。これにつきましては、今申し上げましたように農業委員会の農地パトロールの結果を受けて阿波市担い手育成総合支援協議会のほうで意向調査を行い、その調査をもとに具体的に耕作放棄地の解消をしていくというふうな手順になろうかと思っておりますけれども、まだ具体的な取り組み内容、どういうふうにして利用するとか、そういうことにつきましては市としてはまだ計画的には持っておりません。具体的には先進地の例も参考にしながら担

い手協議会の中で十分検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、耕作放棄地の市民農園、活用、耕作放棄地につきましても市民農園や宅地等の活用というふうなことにつきましては、市民農園につきましては希望がございましたら今後そのような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。それと、耕作放棄地の場所が住宅地、宅地内に存在する場合、農業的な利用が困難なものとか、地域の土地利用状況、土地利用計画、転用する際の周辺農地への影響、所有者の意向等を考えながら、住宅地については住宅等による活用も検討していくべきかなあというふうに思っております。

それと農業生産法人との連携というふうなことでございますけれども、農業生産法人との連携につきましては、これにつきましても阿波市の担い手育成総合支援協議会の中で十分検討させていただいて、どのような形で連携を図っていくかというふうなことも考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 実態調査は、要するに森林化、原野化の部分にはまだできていない。実態調査を確実にやらないと次の解消計画にはつながっていかないと思うんですよね。やっぱり今の答弁の中で22年から23年度に復元していきたいという話だったんですけど、まずその前に解消計画っていうもんがきちっとつくられて、引受手はどうするのかとか、土地をどう整備していくのか、作物の選定をどうやるんだ、販売をどうやるんだというもんができない限り無理だと思うんです。もうできるだけ早く、この調査とか意向調査みたいなものが終わった時点でやっぱり解消計画を策定してほしいんです。解消計画を策定することによってやっぱり国とか県からの支援もかなり受けられるみたいなんでね。これは要望ですけど、一日も早く解消計画を策定していただきたいと思います。

それから、市民農園については、これはもう総合計画の中でも取り組みを進めるというようになっていますね。さっき部長が言われたとおり、希望者があつたら、その時点から行程とか実施計画のほうへ入っていけるというふうにとってもええんかいね。

はい、わかりました。その解消計画なんですけど、結構かなり難しいもんがあるんで、今地域おこし協力隊というて総務省の特別交付金、これなくなるかもわからんですけど、そういう人たちの外部の専門家を雇うて耕作放棄地の解消計画、なかなか職員さん忙しいし、また外かた見た目っていうのがかなりいいものをつくってくれると思うんでね。

もう内部ばっかしでするんでなくて。そういう交付金事業でそういう専門家を雇えないんか。

また、きのう市長の答弁の中で放棄地になる原因というんは収益が悪いとか高齢化、この2つが大きいんだってというような話されたんですけどね。もう一つあるんですよ。もう私たちの住んでる山間地では、したくてしても有害鳥獣の害でできないという部分が、そのために放棄地がどんどんふえているっていう部分があります。さっきの総務省の交付金を使って、この有害駆除の専門家を雇うて防除計画とか防除の方法、指導、実施、そういうものを雇うことができないかどうか、答弁をお願いいたします。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 松永議員の再問にお答えいたしたいと思います。

総務省の事業でございます事業内容につきましては地域おこし協力隊事業だと思えます。そのような事業がございます。この事業につきましては、地方自治体が都市に生活する住民の方を受けて、地域おこし協力隊として委嘱をいたします。一定期間以上、農林漁業の応援なり、水源の保全監視活動、住民の生活支援などの仕事についていただきます。地域協力活動というふうに言っておりますけれども、地域協力活動に従事していただくというふうな事業でございます。この事業につきましては今年から始まった事業で、隊員1人当たりの交付額は年額で最高350万円というふうな制度になっております。ただ、この事業に参加する場合、都市住民の場合は住民票を現地に移すというふうな条件づけもされております。この事業は人口の減少や高齢化の進行が著しい地方において地域力の維持を図るため、また担い手の確保を図るための事業というふうに位置づけがされております。

それと、もう一点質問いただきました有害鳥獣の問題ですけれども、この事業で有害鳥獣の駆除の専門家といいますか従事される方を雇えないかというふうなことだと思っておりますけれども、これにつきましては阿波市の有害鳥獣の今事務の方法といいますか、阿波市の有害鳥獣駆除につきましては、阿波市有害鳥獣捕獲等許可事務実施要綱というふうな要綱を定めて現在実施をしております。主に有害の駆除につきましては猟友会にお願いをして実施をしておるところでございますので、議員おっしゃるように他の者といいますか、そういう方に捕獲を依頼することについては今後猟友会と十分協議も必要だろうというふうに思っております。ただ、この交付金事業でそういうふうな協力隊員を雇うことができるかと言えば、条件さえ整えば可能ではあるというふうなことも聞いておりますので、た

だ猟友会との協議は十分必要かというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（三浦三一君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 中山間地、私たちの住むところではもう既に高齢化率50%を超える近くになっております。そういう中でどんなにして生活するかと言うたら、やっぱり昔から言われる、よそ者、若者という部分になるんで、できたらそういう感じで外から本当に力を入れてほしいなという思いがありますんで、また交付金事業による雇用をひとつ前向きに考えていただきたいなと思っております。

耕作放棄地は阿波市の資源として長期的視野に立った活用計画を立てて担い手や法人に集積し活用してもらおうとともに、市民農園や若者住宅への宅地供給なども検討して、働く場の確保と、交流人口や定住人口をふやし、阿波市のまちづくりに生かすべきであります。そのためにも一日も早く耕作放棄地の解消計画を策定することを要望して次の質問に移ります。

次に、公営施設や事業の民営化についてであります。

平成15年自治法改正により指定管理者制度ができて以降、阿波市においても公営施設や事業の民営化、指定管理が活発化している中で基本的事項について質問をいたします。

まず1点目に、指定管理者制度を導入することになった原因、今まで行政がしていたのになぜ民間委託するようになったか、その原因は何なのか。

2点目には、民営化できない行政サービス、真に公共がすべきサービスとは何なのか。

3点目に、今後の公営施設の民営化の予定はどうなっているのか。この部分につきましてはもう本当に簡単に、ほの予定と日程、それぐらいを教えてもらったら結構です。

それから4点目には、現在までに指定管理した施設、事業の課題や問題は何かあるのか。

以上、4点答弁を求めます。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、1点目の指定管理者制度を導入することになった原因と目的であります。それと2点目の民営化できない行政サービスについては私のほうでまとめて答弁させていただきます。

まず、1つ目の指定管理者制度の導入の原因と目的であります。社会経済情勢の急激な変化に伴い行政ニーズが増大、多様化していく中で、三位一体改革の推進などにより地方公共団体の財政状況はますます厳しくなっており、本市においても将来にわたって持続的に発展し続ける市政を実現するため行財政改革に取り組んでいるところであります。

こうした中、指定管理者制度は多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的として導入されるものであります。本市においても行政と民間の適切な役割分担のもと、効率性、専門性や行政責任の確保を踏まえながら適切な指定管理者制度の導入に向けて順次取り組みを進めているところであります。

また、2つ目の民営化できない行政サービスとはということですが、市町村の行う事務事業は多岐にわたっているところであります。民営化を進める場合には、市の行っている業務について、公共サービスの受益者である市民に対し、より質の高いサービスを提供する観点から、事務事業の内容及び性質に応じた分類、整理などの検討を行った上で必要な措置を講じることが大切だと考えています。

民営化と一言言っても、その手法はさまざまであります。どの業務が民営化できないかについては一概に今お答えすることはできませんが、一例として挙げますと、法令等の規定によって市が直接実施しなければならないものや、許認可等の公権力の行使に当たるもの、また政策的事項の企画立案や調整、決定など市がみずから判断する必要があるものなどは市が直接行うべき業務と考えております。

あと、3点目、4点目の総務部に関係する分を、今後の民営化ということですが、総務部関係で申し上げますと、まず情報課が該当するわけですが、情報課では阿波市ケーブルネットワーク施設の業務を部分的に指定管理者に委託したいと考えています。そのため、今議会に阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の改正案を提案させていただいております。今後のスケジュールは、今議会で条例改正のご承認をいただきますと、10月には公募を開始し、年内には候補者の選定、そして3月議会では団体の承認をいただきたいと思いますと考えています。こういう事務を進めるわけですが、民営化等の特別委員会もありますので、それにもご相談を申し上げて事務を進めてまいりたいと考えております。この課題につきましては、これからするということで、課題はまた後ということで。

それから、防災対策課がありますが、防災対策課では市場町内の集会施設19施設と土

成町内の集会施設 8 施設と土成健康センターの合わせて 28 施設で指定管理者制度の導入をしております。今後、課題であります、どの施設においても老朽化が進み、修繕もしくは建てかえなどが必要な時期が来ると予想されますが、その費用がこれからどれくらいの負担をしていかなければならないかが最大の課題ではないかと思われま

す。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 松永議員のご質問でございます。4 点目の課題について産業建設部で所管している事業所についてお答えをさせていただきたいと思

います。

阿波市の金清自然環境活用センターと阿波市土柱自然休養村センター及び阿波市土柱休養村温泉の両施設についての課題でございます。両施設とも建設をされてかなりの年月が経過しております。老朽化が著しいというふうなことで、現在維持補修をしながら管理運営を続けております。経営状況も余り思わしくないというふうな状況でございます。特に土柱休養村の施設につきましては、昭和 50 年に建築がされ 30 年余り経過をしております。一部の建物につきましては耐震 1 次診断で倒壊または崩壊の危険性ありと診断が出ております。現在、温泉のみを営業し、食堂とか宿泊については営業を停止しておるとい

うな状況があります。

それと、2 つ目の問題点といたしまして、土柱、金清両施設とも現在公益の財団法人として運営がされてきましたけれども、公益の法人改革に伴い、この改革につきましては平成 20 年 12 月 1 日に法改正により新制度がスタートいたしました。現在、両施設につきましては自動的に特例民法法人に移行がされておりますけれども、新制度に移行された後、今後 5 年間は今までと同じような法人として存続はできますが、平成 25 年 11 月までに従来どおりの公益の財団法人として申請し認可を受けるか、もしくは一般財団法人として認可を受けるか、選択して申請する必要があるというふうになっております。両施設とも現在の業務の内容からして公益の財団法人としての認可を受けることは難しいんじゃないかというふうな状況でございます。

以上、課題として報告をさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 笠井市民部長。

○市民部長（笠井恒美君） 失礼いたします。市民部のほうから、市民部の所管するのは、今田村部長は課題のほう（4）をちょっとご答弁されたよう

うことで、市民部は施設は所管しておりません。ただ、合併後家庭系ごみの収集運搬事業について、直営と委託と両方業務がちょっと異なっております。そのことについてご答弁を申し上げます。

吉野町、土成町については、地元業者と契約をして民間委託により業務を行っております。それから、市場町と阿波町については、直営で収集業務を行っております。このことについて合併後現在まで続いておるわけですが、費用対効果とかサービスとかっていうふうなものを民営化する場合に視点として考えなければならない点だと思っております。それにつきまして、現在委託も直営も事業費的には単純に言いますとそんなに多く変わらない、余り差がないという状況でございます。

それから、市民へのサービスの提供につきましては、ほぼ阿波市全体としてごみ収集に関して同じような状況でサービスの提供をさせていただいているというふうに考えております。

今後につきましては、民営化を考えなければいけないとは思っておりますが、市場、阿波町について、市民部内で費用対効果をよく調査研究し、直営がいいのか、民間委託がいいのか、あり方等の検討委員会を立ち上げて今後検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 松永議員の今後の指定管理の計画でございますが、健康福祉部につきましては、養護老人ホームにつきましては吉川議員に答えたとおりでございます。

保育所につきましては、今導入検討委員会で検討させていただいています。計画は23年度から2カ所程度、順次指定管理者を導入したいと思っております。

また、放課後児童クラブ、吉野地区に2カ所ございますが、一条放課後児童クラブが今年10月から運営委員会に移行させていただきます。その一方の柿原放課後児童クラブは引き続き直営でございますが、22年度には運営委員会には持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 松永議員の指定管理した施設の課題ということで、教育委員

会におきましては、平成19年4月から図書館につきまして図書館流通センターに3年間指定管理者として指定をして管理運営を行っていただいております。指定管理後、開館日がふえたり、また開館時間の延長等によりましてサービスが向上しております。そういったことで市民の方から好評いただいておりますので、現在のところは特に課題はないというふうに考えております。

○議長（三浦三一君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 指定管理者制度を導入する原因というのは行政の財政が厳しい、その中で市民サービスが多様化する中で公務員よりも民間のほうが最少の経費で最大の効果を上げる、市民サービスができるということでないかなと思っております。

民営化できない行政サービスという話ですけど、法律で規定されるとかサービスが低下するものはできないというような話ありました。今回、真の公共サービスは何かっていう質問を出したんは、できたらこれから今本当に、きのう江澤議員が言われたように国の借金が800兆円超えました。経費削減とか行革だけではもうにっちもさっちも僕自身からいうといかないんじゃないだろうか。そん中でやっぱりサービスを、ほんまに公が担うべきサービスも仕分けていって、やめるサービスも出てくるんじゃないかなと思います。そん中で今後やっぱり真に公がするサービスを本当に仕分けていってほしいなという思いがありまして質問しました。

それから、公営施設の民営化の予定については、ケーブルテレビは今年度の指定管理者制度で民間を募集する、養護老人ホームはきのう言われましたように民営化で民間募集、ほれから保育所が23年ですかね。いろいろされておりますけども、今回の質問は、こういう情報を一日も早く市民に知らせて、市民の協力と理解を得て進めていくようなお願いということであります。

それから、現在までの指定管理をした施設、事業の課題なんですけど、今老朽化とか法人化の問題があるというような話が出たんですけど、私が考えてちょっと問題あるんじゃないかなっていう部分だけ少し再問で聞かせていただきたいと思います。

そもそも民営化する場合よく言われるんは、地元雇用ができますよ、経費が削減できますよ、サービスが向上されますよという分はよく言われます。地元雇用の場合の課題点は身分保障。指定管理されますと、市の職員とか臨時職員さんとか嘱託さんが行かれます。ただ、よく考えたら、公共の事業っていうんは不効率で、収益もないものが多いんですよ。そん中で、やっぱり経費は切られる、サービスはふやされるっていうたら、やっぱりそ



れの負担を背負うんは地元雇用された方たちなんですよ。経費は、経費といってもほとんどは人件費切られていく、その上サービスはようけせえっていう話になってきますんで。こういう地元で雇用された人たちを、やっぱり精神的ケアも含めて身分保障を指定管理の制度の中でどう取り組んでいくんか、この点について答弁をお願いしたいと思います。

それから、2点目の、もう一点の経費削減ですけど、本当にさっき教育委員会から言われたように図書館の指定管理は12名いた者が19名になって、開館時間も延長されて、イベントもたくさんやられています。ほんで、約5,000万円の経費削減になりました。ええっ、じゃあ今まで行政って何してたんですかっていう話になりますんで、この民営化を機会に、やっぱり民営化することによって職員の意識改革や行政活動の効率化につながるべきだと思うんです。そういう取り組みは民営化を機会にされてるのかどうか。

それともう一点は、今後やっぱり民営化していく中で経費が削減された部分を何に使うのかっていう市民による理解と説明責任が要ると思うんです。その部分をどう今後取り組んでいくのか。

3点目には、サービスの向上っていうもんがあるんだけど、この厳しい財政状況の中で果たして、さっき、まあまあもとの話じゃないけど、本当にサービスを向上していけるんかどうかっていう精査が要るだろうな。それと、指定管理者にするから利用者の理解を得ようとしてサービス向上しますよと言ってるけれども、これが本当に今後この厳しい財政状況の中で継続できるのか。そこいらをどのように考えているのか答弁を求めます。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 再問について私のほうから答弁をさせていただきます。

民営化の課題についてということで、1点目の地元雇用者の身分保障にどう取り組んでいくかということですが、民営化や指定管理者制度の導入を進めるに当たり、地域の活性化の観点からも地元雇用や臨時職員の身分保障は大切なことであると考えております。現在指定管理を行っている施設については必要に応じ地元雇用や継続雇用についての項目を指定管理者管理業務仕様書に盛り込んでいるところであります。

また、2つ目の経費削減があるのであれば直営でも職員の意識改革があればできるんじゃないかと、また削減されました経費は何に使うのかというご再問であります。公の施設への指定管理者制度導入により経費の削減と市民サービスの向上が図られているところであります。市職員としても各自それぞれの分野で自分の業務を見直しながら市民の目線

に立った改善を行うことが大切だと考えております。また、指定管理者制度導入などにより削減された経費は市財政全体の貴重な財源として活用しているところであります。

それから、3つ目の指定管理者が業者が行うサービスは必要なものなのか、今後継続できるのかというご質問であったと思いますが、指定管理事業者はそれぞれのアイデアと工夫により施設の有効活用とサービスの向上に努めており、市民の皆さんからも好評を得ているところであります。現在行っているサービスは今後においても引き続いて継続していただくよう順次協議をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（三浦三一君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 今、総務部長から答弁いただきました。ほんで、地元雇用については、やっぱり身分保障については契約時にしっかりと結んでほしいと思います。

ほれから、削減された経費はやっぱり今後、この間の検討会でも少し言われたんですけど、この枠の全体で使うと言うんでは市民は理解できないと思うんで、その部門部門で利用者の思いがありますんで、やっぱり理解できるような説明責任は今後考えていってほしいなと思います。

それから、サービスはなるべく継続していくということでもありますんで、その点はよろしくをお願いします。

行政サービスの民営化については、まず今の行政サービスは市民の税金と、皆さんからもらった税金と800兆円以上の借金の上で行われてきたサービスであることを認識し、すべての行政サービスをゼロから見直し、真に公がするべきサービスを規定するところから初めていただきたいと思っております。要望しておきます。

次の質問に移ります。

行財政改革について。平成18年3月に阿波市行財政改革大綱と集中改革プランが策定されました。今年度は計画の5年間の最後の年度となります。これまでの成果と今後の行財政改革の取り組みについて質問をいたします。

1点目には、これまでの実績をどう検証しているのか。

2点目には、最後の年度に取り組むべき課題、改革項目は何なのか。

3点目に、来年度に向けて新たな行財政改革大綱や集中改革プランは策定されるのか。また、新たな方向づけや取り組みは何かあるのか、答弁を求めます。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員の行財政改革について3点ほどご質問いただきました。

まず、1点目のこれまでの実績の検証はということですが、阿波市集中改革プランでは、厳しい財政状況の中、新たな行政システムの構築を図り、財政の健全化と充実した行政サービスの向上を目指すため29の実施項目を定め、平成17年度から21年度までの5年間を実施期間とし、計画を推進しています。

計画の進捗状況については市民の皆さんに公表するとともに、行財政改革推進委員会に報告をし、ご意見、助言をいただいております。

現在までの取り組み状況といたしましては、歳入面に関しては、課税の見直しや税等の徴収対策、また未利用財産の売り払いや広告収入の確保などを推進し、歳出面に関しては、職員定数の適正化や民間活力の導入、また補助金の整理合理化や内部管理経費の見直しなどに取り組んだ結果、当初目標を上回る財政効果を上げることができております。

しかしながら、一部取り組みのおくれている項目もありますので、計画の最終年度を迎えるに当たり、平成21年2月に進捗状況を再検討し、取り組み事項の追加及び取り組みのおくれている項目について、より具体的に推進するため実施年度の見直しを行ったところであり、見直しを行った主な項目については、審議会等の運営方針の策定や男女共同参画の推進、また民間委託等の検討、推進などとなっています。

続いて2点目は、最後の年度に取り組む課題はということですが、計画最終年度である本年度におきましては、さきに見直しを行った項目について重点的に取り組みを推進しながら、プランに定めてある全項目について当初目標を達成できるよう努力してまいりたいと考えています。

また、3点目の新たな集中改革プランの策定についてであります。集中改革プランの計画期間は本年度で終了いたしますが、本市行財政を取り巻く環境は依然として非常に厳しいものがあり、行財政改革への取り組みは引き続いて継続していく必要があると考えています。このため、現在の行財政改革大綱及び集中改革プランを総括し、行財政改革推進委員会などにおいてご意見をいただきながら、政権交代に伴う地方分権の動向なども勘案しながら、新たな視点に立った行財政改革大綱及び集中改革プランの策定をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（三浦三一君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） これまでの実績は本当にものすごい実績を上げてる部分と残ったもんは2月に見直されたということでありまして、ことしの改革項目は見直した分を今年度中にやり上げたいということですのでいいですね。

それと、来年はどのように行財政改革大綱と集中改革プランは策定される、内容についての新たな取り組みについては今後検討委員会とかいろんなどで協議されてやっていくということでもありますね。

1点だけ再問をさせていただきたいと思います。

阿波市は県下で初めて郡をまたいだ4町合併という厳しい状況の中で、4町による行政サービスの調整、税の負担の公平性の確保を行いながら職員の削減、基金の増加などを行い、財政の健全化を行ったことは、市長を初め職員の皆様方の努力のたまものと敬意を表すところであります。しかし、市民の中には合併して何ひとつよいことがないという声があるのも事実であります。今後、行財政改革と市民サービスのバランスをどうとるのが重要であります。平成20年度の監査報告の中に市民の行政サービスの満足度の評価指標も必要という意見があります。私もそう思います。

そこで、副市長に質問をします。

今後、行財政改革にどう取り組むのか。また、同時に、市民サービスの満足度について検証すべきと思うが、取り組まれるのかどうか、答弁を求めます。

○議長（三浦三一君） 三宅副市長。

○副市長（三宅祥寿君） これからの阿波市の行財政改革にどう取り組むのか、またその満足度についてのご質問でございます。

まず、行財政改革についての基本的な考え方といたしましては、やはりこれからの地方自治体が持続的に業務を行い、そしていろんな計画を実施しながら、また時代の変化に合わせてしっかりと住民サービスを提供していく。そのためには、まず財政の健全化と、それと行政サービスの住民の方々への十分な提供、その両輪と申しますか2つのことをやはり同時に努めていかなければいけない。それがやはり行政に与えられた使命であると考えております。

阿波市におきましては、今議会でもいろいろお話ございましたけれども、阿波市総合計画、これに基づいてこれからのまちづくりをやっていくということが前提にあるわけですが、あわせてこれからの簡素で効率的な行政運営、それからしっかりとした財政状況を保っていく、この2つを、やはり二兎を追っていかなければいけないと私は考えてお

ります。ただ、その中で、それじゃあ住民の方々にとれば行財政改革を進めれば逆にサービスが低下するんでないかというご心配があるということも、その不安というのは理解はできるところでございます。ただ、考え方といたしましては、それを相反するものではなくて、行財政の健全な状態を保ちながら、それとあわせて住民の方々にサービスが提供できる。言いかえまして、住民の方々も、住民の方々ができるところは、それはみずからもお願いする。そして、市は市として、住民や地域ができないところは市がしっかりやっていく。そういう、これまでのやり方ではなくて、やはり両方が協働してやっていく。そういう仕組みをつくっていくことが一番大事ではないかなと思っております。そういう中で、これからの阿波市を進めていくということが一番大事なことだろうと思っておりますので、私としましても市民の方々のいろんなご意見お聞きしながら、またそのご理解もいただきながら、職員とともに知恵を出して、これからの行財政運営はどうしたらいいかというのを知恵をめぐらしてまいりたいと考えております。

それともう一つ、その市民サービスの満足度というのをどうするかというお話でございます。

阿波市の総合計画を策定する際に2,500人のアンケート調査をやったということをお聞きしております。満足度の把握をするには、やはりアンケートっていうのは一つの方法でありますし、その満足がどうかっていうのを分析をすることは大事だと思います。ただ、市長が常々申し上げますように、市民との直接のいろんなご意見を伺う場で評価をお聞きする。あるいは、これ試行段階ですけれども、ことし3月からは本市におきましても行政評価のいろんな取り組みも行っております。そういう職員みずからも自分がやっている事業を評価する。そういう中で市民の方々がどういうレベルまで望んでいるか、それを検証しながら事務に取り組む。そういう方法もあるんじゃないかと思っております。したがって、満足度調査というのをするかどうかっていうのではなくて、いろんな機会を通じて、そういったお声も聞きながら、また場合によったらそういうアンケート調査も必要な場合もあるかと思っておりますけれども、そういう中で市民の方々の満足度っていうのは把握してまいりたいと考えております。

○議長（三浦三一君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 今、基本計画とか、ほれから構想なんかでアンケートとって多くの時間を費やして、コストもようけかかって、ほんで成果が出た、次の対応がとれるっていう部分があるんですけど、今簡単な行政サービス満足度評価システムっていうのができと

って、いろんな一部事務事業をすぐとれる、抽出的にとっていく、その事業に対して。その事業評価みたいなんに使えるものもあるんで、また一回検討してみてください。

行財政改革については市民にも職員にも嫌われることも多くありますが、市民の大切な税金を効率的に市民サービスにつなげることと職員の今の身分保障を継続確保するためにも必要であります。財政の健全化と市民サービスの向上を目指し、行財政改革にはしっかり取り組むことを望み、この質問を終わります。

次に、幼稚園の昼食についてであります。

阿波市の幼稚園の昼食は土成幼稚園は給食であり、他の8幼稚園は業者弁当か持参弁当であります。土成幼稚園以外の幼稚園の給食はできないのか。また、外注弁当は揚げ物が多く野菜が少ないという保護者の声もあります。内容は改善できないのか。今言ったように幼稚園の昼食は現在給食、業者弁当、持参弁当の3種類がある。阿波市としてどのような方向へ進めるべきと考えているのか。また、昼食の行政支援には格差があるが、解消はできないのか、答弁を求めます。

○議長（三浦三一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 松永議員の幼稚園の給食について、ご質問についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の幼稚園での給食はできないかということですが、ご承知のように現在給食をしておりますのは今ご質問にありましたように土成中央幼稚園だけでございます。土成中央幼稚園は保育所との一体化施設で、給食調理ができる施設が整備されております。合併以前から幼稚園、保育所に給食を提供しております。市内統一した幼稚園教育、これ給食を含んででございますが、必要と思えますけれども、他の8園の幼稚園には調理する施設が現在整備ができておりません。また、限られた職員で保育を行っております、配ぜん等行うことが非常に困難と考えております。教育委員会では4歳児から幼稚園に入園するようお願いをしておりますが、現在保育所にも幼稚園にも4歳児が在籍をしております。幼稚園の給食については、すべての4歳児が幼稚園に入園いたしまして、また市内の学校給食が統一できるめどが立った時点で、保護者の意見を聞きながら幼稚園の給食についても検討する必要があるのではないかというふうに考えておりますので、現状では困難というふうな判断をいたしております。

次に、2点目の外注弁当の内容を改善できないかというご質問ですが、これまでも安全で安心しておいしい弁当を提供していただくために弁当製造業者の調理場を視察

もいたしております。また、内容等についてもお願いをしてみました。しかしながら、ご承知のように1食当たりの弁当代金というのが250円でございまして、ほういった値段的なこともありましてなかなか改善が難しい現状でございます。今後、引き続きまして業者の方にできるだけ改善のお願いをしてみたいというふうに考えております。

次に、3点目の昼食の行政支援ができないかというご質問でございますけれども、現在本市の幼稚園の園児数414名が在籍をいたしております。そのうち預かり園児は196名で、昼食の実施状況につきましては、土成中央幼稚園の園児122名を除きますと292名になります。そのうち弁当の園児が129名でございます。その129名のうち55名が外注弁当、74名が手づくり弁当となっております。先ほども申し上げましたが、外注弁当は吉野川市内の業者から、すべて同一業者から配送をいたしてもらっております。現在250円、また土成中央幼稚園の給食につきましては1食195円ということで、今おっしゃられましたように格差はございます。ただ、率にいたしますと、全部の幼稚園、園児数に対しまして、給食また弁当の園児の率が全体の約6割ぐらいでございます。残り4割につきましては午前中で帰っております。そういったことで、支援、非常にいたしますれば保護者の方から喜んでいただけるかとは思いますが、県内の他の市町村の状況を十分調査した上で教育委員会で協議をいただき、その対応について考えてみたいというふうに考えております。

○議長（三浦三一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 松永議員からは今後の幼稚園の給食の方向性はどうかというふうなご質問があったと思います。

私は基本的には、時代の流れに逆行するようなことを申し上げるかもわかりませんが、幼稚園は、教育要領の中には、指導要領の中には、4時間程度の保育をするというのが基本であります。ですから、本来でしたら午前中で家に帰るのが基本だと考えております。これは5日制が始まる時にも強く言われたことでして、子供は家に帰そうということが今も私は生きている、生かさないかんというふうに思っております。ですから、市の、阿波市の幼稚園の給食については、私はできることなら4時間でおうちへ帰っていただく。預かり保育を今やっておりますけれども、できることならおうちで見ていただくという方向を切に望むところであります。

また、弁当については、給食については、幼稚園については、設備が今のところ十分ではありませんし、もちろん考えてはいないんですけれども、これもし預かり保育等でどう

しても午後保育をしていただくということになれば、できることならおうちから弁当持たせていただきたい。と申しますのは、やはり親子のきずな、家庭のきずな、非常に大事なものがああります。このことについて例を挙げて話をすればいいんですけども、私も過去学校現場にいたときに大変苦いというか、親子のきずなについて本当につらい思いをしたことがあります。簡単に申し上げます。

私が中学校に勤務しておったときです。ある女性の方に問題行動があつて、お母さんと本人と学級担任と私、校長でありました、話し合いをしました。その話の中で子供が最後に言ったことは、お母さんに対してお母さんとは言いませんでした、何をしてくれたでと、小さいとき何してくれたで、御飯炊いてくれたでと、こう言われました。そのときに私は、本当にその4人の者は涙しました。ということで、お母さんに最後申し上げたのは、どうぞ一つでもいいから子供としっかりとかわっていただきたい、こんなことを最後をお願いしてその場は終わったわけですけども、こういったことで教育の基本、やっぱりこれは家庭にあると思いますし、親子のきずなとか家庭の温かみ、こんなものは絶対にその子供の一生を左右するような感じがいたします。

そういうことから、私はできることなら給食はしないで、おうちへ帰していただく。どうしてもということであれば、おうちからの弁当持たせていただきたい。それが無理なような場合でしたら、これはもういたし方ございませんので、市販の弁当ということになるかと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三浦三一君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） ちょっと涙が出てくるような話で。幼稚園の給食については行政サービスの緊急性とか優先性が低いだらうなあ、費用対効果からいうても低いんだらうなあ。4歳児の統一と、板野給食センターが合併したときに、統一されたときに一回考えて検討していただくということで結構であります。

ただ、さっきの行政支援の格差なんですけど、いろいろ理由は言われたんですけど、給食センターがあるとかないとかじゃなくて、やっぱり幼稚園で一つのテーブルで昼食にいたときに、お母さん弁当ありますよ、業者弁当ありますよ、それから給食ありますよ。でも、給食だけ補助が出る。あとの2つには補助が出ない。これは僕は絶対行政として間違ってると思います。これはもう深くは言いませんので、十分子供のことだし検討してください。



それから、もう本当に教育長の言うとおりでございます。感銘いたしました。私も同じ考えであります。私は幼稚園の昼食を考えたときに、優先順位でいうと1番は家庭弁当、2番目に給食、3番目に業者弁当であります。家庭弁当は親が責任を持って愛情を与える食事、給食は行政が責任を持って十分な栄養を与える食事、外注弁当は業者が責任を持って適正な栄養を効率と低コストで与える食事だと思うからであります。ただ、幼子の時代は手間と時間をかけて愛情を与えるべきであります。保護者のサービスニーズが多様化する中にも行政は子供たちにとって何が必要かを考え、助成等による政策誘導をすべきであります。現在の社会で親子関係、家庭関係、地域関係が希薄になる中、親子、家庭、地域のつながりを強め、共助精神を醸成するような行政サービスを望み、私の質問をすべて終わります。

○議長（三浦三一君） これで7番松永渉君の一般質問を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時54分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（三浦三一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後5時を過ぎる場合は延長することにいたします。

9番木村松雄君の一般質問を許可いたします。

9番木村松雄君。

○9番（木村松雄君） 議長の許可をいただきましたので、9番木村松雄、ただいまより一般質問を始めます。

私の質問は、1番目に阿波市の防災対策について、2点目に阿波市の観光施策について、3番目に阿波市における新型インフルエンザ対策について、以上3点予定いたしておりますので、通告に従って進めてまいりますので、理事者の方の明快なる答弁を求めるものであります。

まずは、先般の衆議院議員選挙におきましては、結果によりまして国政が大きく変わろ

うとしております。それに伴って当然地方の自治体も大きく影響されることとなります。そういったことで、市長の政策決定は今後ますます重要となるわけですが、幸いにも阿波市には5月に野崎新市長が誕生し、また6月議会においては三宅副市長が議会の満場一致で選任されております。政策面と県との強い連携で力を発揮されることが期待され、お二人の今後の行政手腕に期待をいたし、阿波市民の生活をしっかりと見据えたかじ取りをお願いして私の質問に入らせていただきます。

私の質問も、もう9番目ということで、非常に本日も最後ということになりまして、今までの質問の、同僚議員の質問の方と重複する点が多々あるかと思いますが、その点、重複する点につきましては割愛をさせていただきたいとまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

では、1番目の阿波市の防災対策についての(1)でございます。防災に対する過去の質問で課題とした点、その後の取り組みと進捗でございますが、昨年の9月議会において災害時の対応はという項目の中で自主防災組織の状況、飲料水の確保をどうするのか、そのような質問をさせていただいております。自主防災組織の結成率は、その当時48.3%でありました。また、飲料水につきましては、万が一災害が発生したときには耐震機能を備えた設備は吉野町にある配水池だけだ。1人1日3リットルで3日分しか確保できないと。1週間分の確保となれば900リッターの確保が必要になると。今後は老朽化した配水池を耐震構造化を基本に容量確保と並行して検討していきたいと、このような当時の答弁でございましたが、その後どのような検討されたか答弁をいただきたいと思えます。自主防災組織結成状況と防災資器材の対応状況、その点もあわせて答弁をお願いいたします。

次に、(2)の8月9日、10日にかけての台風9号、阿波市においても記録的な大雨による被害と対策なんです。この豪雨は場所によっては少々ばらつきがあるわけなんです。大体400ミリぐらい降り始めから降ったんじゃないかなと思います。被害に遭われた皆さん方にはお見舞いを申し上げます。それで、市としていち早く対策本部を立ち上げ対応をされたと聞いておりますが、被害状況はどうであったか。対応はどのようにされたかについての答弁を求めます。このところで農地災害につきましては先ほど藤川議員の答弁の中で答弁されておりますので、その他の建設課の部分で結構だと思います。

次に、(3)番目の中央広域連合の本部庁舎改築の進捗状況でございますが、現在鴨島町にある本部庁舎は非常に古く、また老朽化が激しく、耐震性もなく、最新性の設備も低

いと、そういったことから改築計画が進められているわけですが、現在の状況はどのようなものになっているのかという点についての説明を求めます。

以上、3点についての答弁を求めたいと思います。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 木村議員の阿波市の防災対策についてということで3点ほどご質問いただきました。ご答弁申し上げます。

初めの1点目の防災に対する過去の質問で課題とした点、その後の取り組みと進捗ということですが、自主防災組織の状況として、災害時における地域住民による初期消火及び避難体制などの整備強化を図るため、地域住民の自主防災組織の活動、育成や住民の防災意識の向上を図るために、補助金の交付及び防災資器材の対応等を平成18年10月から行っておるところであります。

平成20年度は38件結成され、218の自主防災組織が結成されており、旧町別では吉野32、土成53、市場57、阿波76で、結成率48.3%でありました。合計でいますと218件であります。

そういったことで、担当課では自主防災組織の結成率向上と活動推進のため、前年度から未結成自治会へ結成依頼通知文の送付や各自治会へ説明に出向き、推進をしてまいりました。また、このほかに各地域の消防団の皆様にも各分団員さんがおりますので、そういったこともお願いして推進に当たっていただきました。そういったことで、今年度においても7月22日付で結成依頼通知文を発送いたしました。現在そういったことで問い合わせが多数あるところであります。

平成21年9月4日現在の結成率を申し上げますと、吉野町では37、土成町で54、市場町で64、阿波町が79の234件であります。これは自治会数に対して結成率が51.2%であります。いろいろ推進をしておるわけですが、なかなかその率がどんと上がっていないのが状況であります。

また、防災資器材の対応についても、平成20年度末では144件でありましたが、今年度29件の申請があり、現在173件となっております。

また、自主防災組織の訓練等活動については、今年度現在までに33組織の申請を受けております。今後におきましても自主防災組織の必要性を未結成自治会へ根気よく依頼を続けていきたいと思っております。

また、既存の自主防災組織については、訓練等活動を行っていただけるように今後とも

積極的に推進をしてまいりたいと思っております。

続いて、2点目の今回の集中豪雨による被害と対策ということで、これにつきましては防災対策課のほうに各課から出されました、それを集計した数を私のほうから答弁させていただきます。

8月8日の降り始め、午後10時からですが、それから8月10日の午後11時までの雨量は385ミリでありました。この台風9号での住宅の一部損壊が1件、床上浸水が5件、床下浸水が158件であります。対策といたしましては、石灰、1戸当たり2袋を各農協で支給をいたしました。

また、道路、河川等の災害につきましては、それぞれ建設課で対応いたしました。申し上げますと、公共災害では9カ所、内訳として道路6カ所、河川3カ所であります。被害の概算額であります、5,100万円であります。

また、市単独の災害と申しますか、それが8カ所、内訳を申し上げますと、道路が7カ所、河川が1カ所あります。概算で1,400万円の被害額ということになっております。

そのほか、修繕として38カ所、概算では1,200万円であります。

また、農地、農用地施設につきましては農政課で対応いたしました。内訳を申し上げますと、農地の畦畔で41件、田で34件、畑で7件、被害額が4,100万円となっております。修繕で15カ所、1,000万円、道路8カ所と排水路7カ所。作物被害では、水稻が19ヘクタールで95万9,000円、夏秋のナスで7ヘクタール、88万6,000円、畜産被害としてブロイラーが6,450羽で160万円となっております。

以上が被害の報告であります。

続いて、3点目の中央広域連合、消防本庁舎の改築の進捗状況であります、現時点でわかっている範囲で申し上げたいと思います。

徳島中央広域連合消防本部東消防署の建設につきましては、現在建設用地約5,000平米につきましては徳島県と徳島中央広域連合で用地交渉中であります。本年度中に取得する予定であります。

また、消防署占用進入路、面積496.36平米ありますが、これが単価5万円で、金額にして2,481万8,000円につきましては、近日中に仮契約を行い、徳島中央広域連合議会9月定例会に議決を求めるようであります。

また、建設のための基本設計はプロポーザル方式で行っております。7社指名のうち1社辞退、6社で行いました。プロポーザル審査委員会で受託予定者を平成21年8月17

日に特定をいたしました。株式会社松田平田設計大阪事務所であります。その設計業者と近日中に契約を予定しているようです。

以上であります。

○議長（三浦三一君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 木村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

阿波市の防災対策について、防災に対する過去の質問で問題とした点、その後の取り組みと進捗でございます。

平成20年第3回定例会の代表質問の答弁として、災害時に阿波市民4万2,000人分の3日分400トンは吉野町の配水池で確保されていると答弁させていただきましたところ、議員より、3日分でなく7日分、約900トンは確保できる施設整備が必要ではないかのご指摘ございました。今後におきましては、老朽化した配水池の更新等に伴う耐震構造化を基本に容量確保と並行して検討していきたいと考えておりますと、そういう答弁をさせていただきました。このことを十分考慮いたしまして、平成21年度におきまして阿波市水道事業基本計画及び地域水道ビジョン並びに耐震化計画の策定ということで、耐震化計画も含めて実施しているところでございます。

このたび水道施設全般の耐震1次診断を終えたところでありまして、具体的な内容を示せる段階ではございませんが、徐々に解明されていくことと思います。确实ではございませんが、市場町の低区配水池、PCタンクの2,300トン容量の配水池でございますが、この配水池につきましては調査の結果、耐震に必要な不可欠な可撓管が既に設置済みであり、容量にも余裕があると思われまますので、今後も調査を重ね、緊急遮断弁等の設置が可能かどうか検討していく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 木村松雄君。

○9番（木村松雄君） ただいま答弁いただいたわけなんですが、阿波市における自主防災組織の結成率というのは非常に低いわけですね。まだ半分、約半分ですね。これは近い将来必ず起きるであろう地震等々に備えるためにも、やはり市としてももう少し啓発啓蒙運動をして結成率をもう少し上げなければ、万が一の緊急時のときにはやはり市の職員も消防署も災害現場に出動できないというような状況の中から自主防災組織の必要性が言われているわけでございますので、もう少し率が上がるようなご努力をお願いしたいと思っております。

飲料水の件は順次これから抜本的に計画をしていくということでございますので、この点をよろしく願います。このときにも当時副市長だったわけなんです、野崎市長が水道課長とも市長とも十分に協議をして進めたいというような答弁されてるわけなんです、当時副市長の答弁でございましたが、現在は市長としての立場でこの件についてのどういうふうな計画性を持っておられるかというところの答弁をいただきたいと思えます。

次の(2)の集中豪雨の件でございますが、大体385ミリ、400ミリぐらいが阿波市内で降ったとされておりますが、国道の318号の北二条交差点から鳴門池田線を西へ土成支所の入り口のところに信号があるわけなんです、要するに佐々木建設のプラントのこの信号なんです、そこをこの先般の9日の日でしたか、私も近所の住民の方が、もう家が水につかりかかるとるからすぐに見に来てくれというようなぐあい、すぐ家のほうにお邪魔したわけなんです、もう車からおりれないぐらい水が道路にたまってあって、そんな状況で近くの宅地、宅内にもうおおよそ入りかけておったというような状況でございました。原因は何かと、私ずっと水が流れてきている上流のほうへ行きますと、その北二条交差点のほうからずっと水が西へ向かって流れてきてるわけですね。要するに北二条交差点のところにビジネスホテルとかJAとか、サンクスとか、コンビニとかあるわけなんです、そこらの水が国道の排水を伝わって、そして信号から南へ、排水路がないもんだから、信号からもう西へ全部ほの水が流れてあって、そして次の信号のところ、低いところですから、そこにもう全部たまっておったというような状況でございます。

すぐに明るる日に建設部長にも見に来てほしいというような要請をしておったんですが、見に来てくれても抜本的な解決にはならないということで、とにかくその排水対策を解決するには、すぐ東側を阿讃山脈から吉野川に流れておる熊谷川の全面的な、あそこは扇状地による天井河原でございますので、その改修がなければ抜本的な解決には至らないというようなところは私も素人なりにわかりますので、そして部長にも、この排水対策の抜本的な計画をするためにぜひ見に来てほしいと今打診をしておるところでございます。

そしてまた、先日寺井県会議員からの報告では、今回の県の経済緊急対策において熊谷川の改修の費用が2億数千万円つけてくれたというような報告がございましたので、恐らく今改修ができておるところから上へ数百メートル延びるんじゃないかと思うわけです。そして、国道を横切って、また上流のほうへ改修ができるんじゃないかと思えます。

そしたら、そこの排水対策も分散できて、全面的な改修にはならないにしても、水の分散はできるんじゃないかならうかと思っておりますので、なおまた県のほうに部長働きかけて、その排水対策をぜひともしていただきたいと思っております。その点についてまた答弁をいただきたいと思っております。

それと、3番目の中央広域の本庁の建設の件でございますが、約5,000平方メートルを本年度中に用地を取得するという答弁でございましたが、この取得する財源をどのように考えているのかというところをお聞きいたしたいと思っております。

それで、私はこの中央広域の組合議員にはまだ一回も出ておりませんので余り内容がよくわからないわけなんです、現在本庁は鴨島のJRの線路の南のほうにあるわけなんです、組合議員に出ておった月岡議員のお話によりますと、次に改築計画する折にはぜひともJR本線より北側に用地を取得してくださいというような要望をしておったと聞いております。用地の件につきましては鴨島、吉野川市の本庁舎の近くに取得するというところでございますから、これは多分変わらないことでしょうから。もともと消防署は合併の前には広域、阿波市と吉野川市で5カ所はあったんですかね。5カ所あったのが現在は東と中署と西と3カ所になっておるわけなんです。先般も吉野町の方からお聞きしたお話によりますと、つい10日ぐらい前に吉野町の東のほうで火災が発生したと。その折に消防車が中署から当然来るわけなんです、時間をはかったわけではないんですが、消防車が到着するにはかなりの時間を要したというふうなお話を聞いております。もしこの消防署の新築が現在の本庁舎のところにできるとなれば、西条大橋を渡って、特に土成町の東のほう、高尾地区、そしてまた吉野町の五条地区、一条地区ですか、そこらの出動のコースにつきましてはやはり西条大橋を渡って到着するのが時間的には物すごく早いというようなことを聞いておりますので、ぜひともそういう出動態勢ができるような交渉をしていただきたいと。現在は阿波市の火災現場にはやはり中署の消防署から出動するというようなエリアの限定があるふう聞いておりますので、ぜひとも緊急時のときには一分一秒を争うことでございますので、中署でなければいけないというような制約は外していただいて、少しでも早く現場に到着できるような、そういうふうな内部の調整をしていただきたいと思っております。三浦議長は組合議員でもございますし、またほか3名の阿波市の議会の方が組合議員としてなっておりますので、その点どうかこのことを組合議会に反映をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、教育長に少しだけお聞きしたいんですが、先般土成中学校が消防の、世界のオ

リンピックですか、土成中学校の少年少女消防隊がチェコ共和国ですか、あそこの大会に行ったということが9月の広報阿波で掲載されております。市民各自に火災防止の高揚を図るという観点から大きな成果だったと思うわけなんです、このことについて教育長としての感想をお聞かせいただきたいと思いますので、以上答弁をお願いいたします。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 木村議員からご質問いただきました排水対策についてお答えをいたしたいと思います。

去る台風9号につきまして佐々木建設の前の交差点付近でかなりの水があふれ出たというふうな状況がございます。旧の土成町中部地区における豪雨時の円滑な排水整備につきましては、長年にわたる地域の住民の方々からの要望でもございます。また、行政にとっても課題であるというふうな認識もいたしておるところでございます。

この地域におきましては西側を九頭宇谷川、東側を熊谷川が流れており、両川とも天井川というふうなことで、間に位置するこの部分にかなりの水がたまるといった状況がございます。それで、排水可能な大谷川と原谷川というふうな河川がございますけれども、両河川に雨、排水が集中するというふうなことで、豪雨時につきましては排水容量を超えるというふうな状況があつて、県道鳴池線にあふれ出るといった現状かと思っております。

そのため、この対策につきましては、やはり先ほど議員からも言われましたように熊谷川の改修がもう不可欠だというふうにも市としても思っております。現在、熊谷川につきましては天井川というふうなことで下から順次川床を下げるといったふうなことで改修が進んでおります。この改修ができました場合は、かなりその排水を熊谷川のほうへ流すことができるんじゃないかというふうにも考えております。それで、市といたしましてもこの事業が少しでも早く進むように県に要望するとともに、市としても協力できる部分については全面的に協力をしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 木村議員の再問にお答えいたしたいと思います。

消防庁舎の建設用地約5,000平米につきましては、吉野川市、阿波市、その財源につきましては合併特例債を活用したいと、そのように考えております。

○議長（三浦三一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 木村議員のご質問にお答えいたします。



土成中学校は随分以前から学校において少年少女消防隊を結成されております。今回、本当に全国から4チームという、しかも日本で初めという参加にチェコスロバキアのプラハのほうへ参加いたしました。このことにつきましては新聞、テレビ等で報道されておりますように、本当に学校にとりまして、また阿波市にとりましては非常に名誉なことだというふうな思いがいたしておりますし、また私も中学校生徒4名、先生1人、合計5名の者が参加いたしました。ここ本庁のほうへも表敬訪問あるいは報告にも来ましたが、本人からもいろいろお話聞きますと、非常に勉強になりましたと。大会に行って一生懸命に頑張って、世界のいろんな方法やいろんな角度から勉強することができました。そしてまた、日本から行ったということで、そのプラハでは阿波踊りをしながら世界的な交流もできたということをお聞きしております。本人にとりましては本当に一生の財産になりましたということもお聞きしております。これは今後防災に関係します非常に大事な一つの行事といいましょうか、参加されたというふうに思っておりますし、これからは校内初め阿波市内にもこういった防災意識を高める上で、いろんなところでお話をさせていただけるものというふうに思っております。

以上が私の感想です。

○議長（三浦三一君） 木村松雄君。

○9番（木村松雄君） 防災の件で、地震等々がもし学校の子供たちが学校で勉強中に起こったらどうするだろうかというようなところから耐震補強工事等々進めておるわけなんです、そのときに万が一発生したときに避難訓練、そういうなものを学校としてはどういうふうに進めておるのか、その点をお聞きいたしたいと思えます。

○議長（三浦三一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 学校におきましての避難訓練というご質問でございます。

市内の小・中学校等の防災避難訓練については毎年実施をいたしております。ことしの実施状況と内容を申し上げますと、9月1日から4日にかけて、市場小学校を除きます9つの小学校と4中学校で実施をいたしております。市場小学校につきましては修学旅行のために10月6日に訓練を予定をいたしております。

訓練の内容ですが、地震、火災の発生を想定をいたしました避難訓練と、中学校ではあわせて消火訓練も行っております。また、柿原、林小学校と土成中学校におきましては、消防団、中央広域連合消防署、阿波警察署、防災対策課が参加をいたしまして、避難訓練や消火活動、救助活動等の防災訓練を実施いたしております。

また、大俣小学校につきましては、今申し上げました関係機関と徳島県消防防災航空隊が参加をして防災ヘリでの救助活動もあわせて行っております。また、大俣小学校の訓練につきましては市長、教育長も参加をいたしておりました。

この避難訓練以外につきましても、不審者の侵入に対しましての訓練も各学校で行っております。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） 木村松雄君。

○9番（木村松雄君） いろいろ通告のところで私に問題があったかと思しますので、もうこれ3回目ですね。

○議長（三浦三一君） はい。

○9番（木村松雄君） 最後に、中央広域の本庁舎はいつごろ供用の予定かというところをお聞きして、この件は終わりたいと思います。

そして、先ほど申しましたように組合議会で、先ほど申しましたエリアを外して早く到着できるような、そういう出動態勢をぜひとも組合議会に反映をさせていただきたいということをお願い申し上げます。これで1番目は終わりたいと思います。

次に、2番目の阿波市の観光施策についてですが、阿波市における観光施策に担当部及び市長はどのような施策、ビジョンを持っておられるかということでございます。市の発展、繁栄には人口増が絶対不可欠でございます。名所、観光地には人々の交流がなければ繁栄はございません。この件につきましては平成18年の9月議会において旧4町の観光地、名所を今後どのように整備、開発に取り組んでいくのかというような質問をさせていただいております。当時の市長はこのような答弁でございました。この市役所北の阿讃山ろくにブドウの産地があり、土成の318号線には冬から春にかけてのイチゴの直売所、また夏から秋にかけてのブドウ、これらをフルーツ、フラワー王国というのは欲張りかもしれませんが、それをしっかり線で結んで観光開発と兼ね合わせたものをつくると。つまり東のブドウ、西のミニトマト、あるいは市場のポンダリン、スイカとか、その点を線として結んで、外からの人を呼び込んで交流人口をふやしていくことが市の発展にはどうしても欠くことができないと。今のままでは残念ながら阿波市は人口が減ることがあってもふえることはない。交流人口をふやしていくことに力を入れていく。つまり阿讃山脈ふもとを走る広域農道、それをフラワー、フルーツ王国にしようという答弁でございました。またさらに、市内には7番、8番、9番、10番の札所があり、年間15万人の方が

札所めぐりをされていると。318号線宮川内にはもてなしの館があり、この周辺はかなり面積があり、これらの活用をしなければもったいないというような当時の理事者の答弁でございました。過去にそのようなことがありましたので、それを踏まえて現在の担当部は観光面についてどのような施策を持っておられるか。また、野崎市長にはどのようなビジョンを持っておられるかについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（三浦三一君） 田村産業建設部長。

○産業建設部長（田村 豊君） 木村議員のご質問でございます。阿波市における観光施策についてご答弁をさせていただきたいと思っております。

本市は自然に恵まれて、歴史や伝統ある観光資源が数多く存在しているところでございます。国の天然記念物である土柱を初めとして金清自然公園、奥宮川内谷自然公園、道の駅となり、柿原堰、さらにはイベントとしては、やねこじきや大名行列、空海の道ウォーク、納涼祭などがございます。また、国道318号線沿いには、たらいうどん店やイチゴ、ブドウ等の観光農園や直売所もございます。特に先ほど議員もお話ございましたように、四国霊場の7番札所から10番札所までの4カ寺につきましては年間15万人にも上る観光客が訪れているところでございます。

しかし、本市の観光においては観光客のほとんどが日帰り客か通過型の観光でないかというふうに思っております。滞在型の観光を推進していくことも必要でないかというふうにも考えております。観光イベント等に参加しながら市内に点在する観光地、観光施設をめぐり、一日楽しんでいただき、市内の宿泊施設でくつろいでいただくという、そのような企画はできないものかなあというふうにも考えております。そのことについては隣接の市町とも連携が必要かなあというふうにも考えております。

それで、観光PRにつきましては、今市が行っております観光PR活動として観光施設を紹介する目的で吉野川中流紀行と題して観光ガイドマップを吉野川市と共同で作成をしております。また、今年度吉野川市と合同で、香川県、高知県、兵庫県などで観光キャンペーンを開催し、特産品と一緒に配布、PR活動を行う予定にもいたしております。今後におきましては、観光ガイドマップ、ポスター、ホームページなどを有効に利用いたしまして阿波市の観光施設を県内外の方々にPRをしていこうと考えております。

先ほど議員からお話ありました阿讃山ろく沿いのフルーツ、フラワー王国というふうな非常に遠大といいますか、計画が発表されたようですけれども、当面といたしましては今議会でもご質問ございました318号線のフルーツ街道というふうな構想がございますの

で、その整備に向けて検討を進めてみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三浦三一君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 木村議員から阿波市における観光施策、市長のビジョンというんですか、そういうことをお伺いしたいという質問でございますけれども、今は田村部長のほうからお答えしましたが、私も阿波市と吉野川市で吉野川中流紀行ですか、商工会の役員さん、あるいは市役所の担当部長等が集まって、吉野川市と阿波市の共同で観光キャンペーンを市外でやってます。阿波、吉野川両方の特産品もパンフレットと一緒に配布したりしてますので、非常に好評得てます。ただ、もう一つ問題があるのは、やはり今自然志向っていうんですか、それから健康志向等々で中高年の女性等々が随分と高い山へ上がってる。これも一つ、高越山とか、あるいは阿讃の山並みですか、そのあたりも一つこの中に、観光の中に入れていってもいいんじゃないかなと。ただ、私も行って話をするんですが、本当の机の上の話っていうんですか、現実に観光担当してる商工会、我々もそうなんですが、現地へほとんど行ってない、ルートを知らないっていうんですか、そんなところも一番の欠点じゃないかな。これから吉野川市にも相談しながら、そんなところも現地を実際に歩いてみて感じたこと、あるいは細かい看板等々も検査しながら検討せざるを得ないんじゃないかな。

もう一点、吉野川市と阿波市とはそんな格好で、吉野川中流紀行というなことで共同でやってるんですが、先般もお隣、もう一つ西の市長の方とお話ししましたら、やっぱり土柱が非常に見についていうんですか、眺めて、土柱と何かうまくつけられんかなというふうな話も伺ってます。特に県西部は随分と観光も国交省の補助金もらって組織化されて、新聞報道等でも盛んにPRをしてるようです。そのあたりも一つこれから先検討の材料じゃないかなとも思っております。

以上、部長が答弁したんですけれども、私なりのこれから先の観光開発ですか、そんなところも検討してみたいなど。

もう一点、いつの議会だったかな、今議会じゃないかもわかりませんが、前、篠原議員が4つも3つも阿波にはゴルフ場がある、穴吹のゴルフ場というたら本当に近くなんで4つもあるじゃないかと。そんなところもどうなのかなということも教えてもらってますので、そのあたりもゴルフ場の経営者等とも協議しながら、それぞれいやしの里、いや、札所ですか、あるいは土柱、あるいはゴルフ場、そんなところも担当の方とも相談しな

がら検討には加えてみたいなど、かように思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（三浦三一君） 木村松雄君。

○9番（木村松雄君） 昨日の阿波みらいの代表質問、また吉川議員の質問も皆これリンクした観光開発なんですよ。そしてまた、北二条交差点からたらいうどんのほうにかけて、また広域農道を行けば途中には金清温泉もある、土柱もある、いろいろ観光地があるわけです。そして、阿部議員だったと思うんですが、コスモスを植えたり、ヒマワリを植えたり、フラワーロードにしたらどうかというような質問も過去にもあったと思います。そして、恵まれた立地の環境を自然を大いに利用して、この観光開発に本腰入れていただきたいと思います。この18年から、当時の市長が答弁してからもう3年がたつとるわけなんですよ。多分皆さんもう忘れてたと思うんですが、3年前には当時の市長ははっきりとそのような答弁をされております。この阿波市の本当に恵まれた自然の中で、立地条件に恵まれた、それを観光に使わない手はないと、もう私も同感でございますので、これは本当に本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。

部長にもう一つお聞きしたいんですが、当時18年に淡路島に特産品を持って観光キャンペーンに行くというような答弁もあったわけなんですが、それを19年、20年、もうそういったことを継続しておるのかどうかというところもちょっとお聞きいたしたいと思います。

通告をしてありませんので申しわけございません。

そういったことで、18年には当時秋山部長だったと思うんですが、観光、淡路島のほうに吉野川市と共同でキャンペーンに行くというような答弁だったわけですが、そういうなこともぜひとも、多分続いていると思うんですが、なおことしも来年もそのようなPRをぜひとも積極的にしていただいて、阿波市をまずはその観光面で、フルーツなら阿波市へ行こうと、そのような代名詞ができるように取り組んでいただきたいと思います。

私も同僚議員から5時に終われというて言われてますので、次へ参ります。

次に、3番目の新型インフルエンザ対策でございますが、この件につきましても同僚議員から何点か質問があり答弁もほぼ出尽くしているかなと思うわけなんですが、私は私なりに少し質問をさせていただきたいと思います。

新型インフルエンザが徳島県でも猛威を振るい出し、徳島市内の病院スタッフ間で集団感染したのを皮切りに土成町の保育所や県庁内でも感染するなど、次々と事例が報告されております。本格的な流行が懸念される事態になっております。きのうのニュースでも

先々週の1.7倍というようなニュースが報道されております。約50年前に大流行をしたアジア風邪では5,700人の方が亡くなられたと言われております。その当時と今とは医療体制が全く違うわけですから、それを当てはめるといのは少し違うと思いますが、それだけウイルスというのは脅威なものだということでございます。

さらに、ある学者のお話によると、発症経路が100年前に発生したスペイン風邪によく似ていると指摘されております。これも今回の新型インフルエンザと同様、アメリカ、スペインを発生源としてるとい説が有力視されており、日本には大阪、神戸より全国に広まったと予測されております。その結果、全世界で5,000万人もの死者を出したと、史上最悪のウイルスだったということが報告されております。

このようなことから、今回の新型インフルエンザ対策には真剣に取り組まなければならないと思いますが、対応につきましてはもう答弁が出ておりますので、1点だけお聞きしたいのは学校の修学旅行ですね。徳島市内のほうの学校では指折り修学旅行を楽しみにしておったのが延期あるいは中止になったというようなことも報道されております。そしてまた、中止することによってキャンセル料を自治体が支払うと。それは徳島市内のお話でございましたが、本市においては学校、小・中学校としてはどういうふうな状況であるかということについてだけの答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（三浦三一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 木村議員からの新型インフルエンザと修学旅行についてのご質問でございます。

ことしの4月、5月には本当にインフルエンザが発症したということで、修学旅行は多くの学校が5月に予定しておりました、県内。我が阿波市でも予定はいたしておりました。その後の状況をご報告させていただきます。

本市阿波市におきましては、小学校は6年生で修学旅行、中学校は2年生で修学旅行を実施いたしております。そして、中学校の修学旅行は4校中3校が沖縄です。1校が北九州方面。小学校はすべて京阪神方面ということになっております。

そこで、当初から予定しておりました5月での実施につきましては、中学校はすべて予定どおりもう終わっております。それから、小学校は3つの小学校が当初予定しておったとおり5月に終了いたしております。

それから、その後インフルエンザが感染拡大ということであちこちに発症されましたので、実情をよく判断して延期の方法をとりました。小学校におきましては、3校は実施

済みですので、10校中6校が延期という形をとりました。あと一校は10月に当初から予定しておりますので、まだそれは実施しておりませんが、延期した6校中、実はきょう出発しております1校。ですから、5校は9月3日からきょうまでに終わっております、全員無事帰校いたしております。あと残るのは大俣小学校が10月に予定しておるといことになります。今のところ修学旅行を実施して、その後感染しておるとか、そういった疑いのある子供は出ておりません。全員無事終了しつつあるということでございます。

いずれにしても、修学旅行は本当に一生の大きな思い出になります。特に小学校6年生はもうその学年しかございませんので、もうぜひとも修学旅行実施の方向で最大の努力をしておるといのが現状でございます。

以上です。

○議長（三浦三一君） 木村松雄君。

○9番（木村松雄君） ただいま教育長よりご答弁いただいたわけなんです、本市においては修学旅行の中止とか、そのような事態はなかったということでございますが、もう予定どおり実行できてほっとしております、私も。

きのうも月岡議員のほうからこの問題に対していろいろ質問されたわけなんです、本市からは阿波市からはもうまず絶対に出さないんだというような決意のもとに、そういう学校においても、あるいは高齢者施設、保育所も、そういうな周知を徹底的にさせていただいて、絶対に出さないんだというような強い方向で進んでいただきたいと思っております。

先ほど月岡議員がきのう非常に手洗いのこととか、そういうなことをもっとビデオで、ACNで流したらええじゃないかということが発言されておりましたが、やはりそういうな機器を利用して、やはり市民の皆さん、保護者の方にも、子供さんにも徹底的に周知をしていただくと、そのような対策をぜひとっていただきたいと思っております。

以上で私の通告した質問はすべて終わるわけなんです。政権が移行することに伴い我々もしっかり情報をキャッチして、理事者ともども一丸となって他市におくれをとらないよう取り組んでいく決意でございますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（三浦三一君） これで9番木村松雄君の一般質問を終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、あす11日午前10時より一般質問、質疑、委員会付託があります。  
本日はこれをもって散会いたします。

午後5時10分 散会